

(平成22年7月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	105 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	86 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	87 件
国民年金関係	30 件
厚生年金関係	57 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から同年12月までの定額国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から同年12月まで

私の夫は、国民年金発足当初から夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、夫が60歳になった後は、私が付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金制度発足当初から申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間直前の時点で既に、老齢基礎年金の加入可能年数の31年を超えて保険料を納付しており、申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考えにくいこと、申立人の保険料を納付してきたとする夫も、国民年金制度発足当初から60歳到達時まで、老齢基礎年金の加入可能年数の27年を超えて保険料を納付していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間の付加保険料については、オンライン記録により、平成5年9月6日に申立期間の保険料の過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該時点では定額保険料を過年度納付することは可能であるが、付加保険料については、制度上、納期限後に納付することができないことなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の定額国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から同年3月まで
② 平成13年6月から同年8月まで
③ 平成17年8月

私は、昭和51年2月に国民年金に任意加入して以降、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であり、当該期間前後の付加保険料を含む国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人は、申立期間①当時の昭和58年3月に転居しているところ、当該期間に係る付加保険料を含む納付書は転居前の市において既に発行されていたものと推察され、申立人も転居前の市で当該期間の保険料を納付したと説明しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、付加保険料の納付申出をそれぞれ当該期間直後の平成13年9月及び17年9月に行っていることがオンライン記録又は申立人が所持する年金手帳により確認でき、付加保険料は納付申出をした日の属する月以降の期間について納付することとなるため、制度上、当該期間の付加保険料は納付することができないなど、当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7947

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、結婚した昭和49年1月以降の夫婦二人分の国民年金保険料をすべて納付してきたはずである。申立期間の夫の保険料が納付済みで、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、60歳到達時までの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の自身の保険料が納付済みである。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人が転居先の区で氏名及び住所の変更手続を婚姻直後の昭和49年2月に行った記載があり、申立期間①の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は、申立期間②の保険料の納付は出産のため遅れ、その後に納付書が届いてから納付したことを具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7948

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年8月まで

私は、昭和53年3月に会社を退職した後、市役所で国民年金に任意加入し、55年9月に資格喪失するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、昭和53年3月に国民年金に任意加入した後、申立期間直前までの国民年金保険料を納付している。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人の国民年金の資格取得は「53年3月13日」、資格喪失は「55年9月4日」と記載されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は、55年9月に資格を喪失した理由は妊娠に伴う体調不良であると具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月及び59年1月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月
② 昭和57年1月から58年12月まで
③ 昭和59年1月から60年3月まで

私は、厚生年金保険加入者の配偶者が国民年金に任意加入できることを知ったので、市役所で加入手続をするとともに、最初の国民年金保険料を市役所窓口で納付した。昭和51年からは私が夫婦二人分の保険料を納め忘れないように納めてきた。また、59年8月には一戸建ての家を購入する余裕があったので、申請免除の手続を行った記憶も無いし、その期間の確定申告書も所持している。申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、1か月間と短期間であり、申立人は、昭和41年10月12日に国民年金に任意加入していることが申立人の所持する国民年金手帳及び特殊台帳により確認でき、当該加入時点で当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

2 申立期間③については、申立人の夫は、申立期間を含む昭和59年の所得税の修正申告書の控え及び60年の確定申告書の控えを所持しており、59年修正申告書控えに記載されている社会保険の支払保険料額は、当時の申立人及びその夫の二人分の国民年金保険料額及び国民健康保険料額の合計額と一致し、60年確定申告書控えに記載されている国民年金の支払保険料額は、当時の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致する。

また、当該期間は、保険料の申請免除期間とされているが、登記簿によ

り、申立人は、当該期間中の昭和 59 年 9 月に夫婦の共同名義で一戸建て住宅を購入していることが確認できることから、当該期間の保険料が申請免除とされている記録は不自然であるなど、当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さはみられない。

3 しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録では、昭和 59 年 9 月 10 日に過年度納付書が交付されたことが確認でき、申立人は、何度か督促をうけて過去にさかのぼって納めたことがあると説明しているものの、納付した時期、納付対象期間及び納付金額等の記憶が曖昧であり、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も当該期間の保険料が未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 10 月及び 59 年 1 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、平成5年4月に国民年金に加入した際、母からの送金で申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年4月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、申立期間直後の期間の保険料は過年度納付済みである。

また、申立人は、申立期間を含む2年分の納付書2枚を区役所で作成してもらい、庁舎内の金融機関で納付したと説明しており、当時庁舎内の金融機関で過年度保険料の収納を行っていたことが確認でき、当時の過年度保険料の納付方法と合致していること、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間及び46年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年7月から38年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで
③ 昭和46年10月から47年3月まで

私達夫婦は、自宅で加入手続をして、最初のころは夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。その後、酒販売組合が酒税、国民健康保険料及び組合費だけでなく、保険料も一緒に集金するようになり、夫婦二人分の保険料を酒販売組合の担当者に一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間はそれぞれ12か月、6か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、夫婦は、昭和40年ころから63年までの期間について、保険料、国民健康保険料、組合費などを毎月集金に来た酒販売組合の担当者にまとめて納付していたと説明しており、当該組合では当時そのような収納方法を採用していたとしており、当時の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の妻は、昭和36年ころに私が国民年金の加入手続をして、申立人は会社退職時に加入手続をして、集金人に保険料を納付していたと説明しているが、夫婦が所持する国民年金手帳により、国民年金手帳の記号番号は38年8月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、区の集金人の設置は37年4月以降であり、当該期間のうち、36年7月から37年3月までは区の集金人に納付することができない期間である。また、夫婦の国民年金手帳の

記号番号が払い出された 38 年 8 月時点では、当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人の妻は当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の妻は 38 年 8 月に夫婦連番で払い出された国民年金手帳以外に別の手帳を受領、所持した記憶は無いなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び 46 年 10 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間及び46年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで
③ 昭和46年10月から47年3月まで

私達夫婦は、自宅で加入手続をして、最初のころは夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。その後、酒販売組合が酒税、国民健康保険料及び組合費だけでなく、保険料も一緒に集金するようになり、夫婦二人分の保険料を酒販売組合の担当者に一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間はそれぞれ12か月、6か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、夫婦は、昭和40年ころから63年までの期間について、保険料、国民健康保険料、組合費などを毎月集金に来た酒販売組合の担当者にまとめて納付していたと説明しており、当該組合では当時そのような収納方法を採用していたとしており、当時の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、昭和36年ころに私が国民年金の加入手続をして、申立人の夫は会社退職時に加入手続をして、集金人に保険料を納付していたと説明しているが、夫婦が所持する国民年金手帳により、国民年金手帳の記号番号は38年8月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、区の集金人の設置は37年4月以降であり、当該期間のうち、36年4月から37年3月までは区の集金人に納付することができない期間である。また、夫婦の国民年金手帳の記号

番号が払い出された 38 年 8 月時点では、当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人は 38 年 8 月に夫婦連番で払い出された国民年金手帳以外に別の手帳を受領、所持した記憶は無いなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び 46 年 10 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年7月まで
私は、20歳になったときに国民年金に加入してから、保険料をすべて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、専門学校生であった平成6年4月から7年3月までの12か月間は学生免除制度を活用し、当該免除期間の保険料は約2年後の8年7月に追納しているなど、国民年金に対する関心は高かったと認められ、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月から同年9月まで

私は、転居後に市役所で国民年金保険料を納付したとき、転居前の期間の保険料が未納と言われて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が転居後に居住した市の国民年金被保険者名簿により、申立人の氏名変更及び住所変更の手続は転居の約1か月後の昭和50年3月3日に行われているとともに、50年1月分の保険料は同年3月に納付されていることが確認でき、当該手続及び納付の時点で、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった。

さらに、特殊台帳により、昭和48年1月から同年3月までの保険料は重複納付されたため、51年3月31日に還付通知されていることが確認でき、当該還付通知時点で、還付金は申立期間の未納保険料に充当されるべきであるにもかかわらず還付処理が行われていることからみれば、申立期間の保険料は納付されていたものとするのが自然であるなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年12月から11年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている。

また、申立人の母親は、申立人が20歳到達時に、市役所から国民年金の加入勧奨通知を受けて申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと説明しており、申立人の20歳当時の平成10年12月に申立人の年金手帳が交付されていること、申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿から、申立期間内の11年2月に申立期間に係る納付書が発行されていることが確認できること、申立人と同様に、母親が国民年金の加入手続を行い加入当初の保険料を納付していたとする姉は、国民年金に加入後、20歳までさかのぼって保険料を過年度納付し、現在に至るまでの保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年9月まで

私は、平成6年1月に厚生年金保険に加入することになったため、将来の年金受給について区役所の国民年金課に相談に行った。そこで国民年金保険料は、2年間さかのぼって納付できることを知り、国民年金に加入し、過去2年分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間後の厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、オンライン記録により、申立人は、申立期間直前の平成3年12月の保険料を6年1月に過年度納付していることが確認でき、申立人は、申立期間の過年度保険料の納付書を受け取っていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの期間及び48年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年10月から48年3月まで
② 昭和48年7月から同年10月まで

私の国民年金保険料は、当時勤務していた会社が国民年金事務組合に委託し、給料から天引きして納付していた。会社から給料を受け取ったときに渡された保険料の領収書を提示して、一部納付が認められたが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月及び4か月といずれも短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の申立期間当時の納付記録について、申立期間①直前の昭和47年度第1期分及び第2期分の期間の保険料は、平成20年10月17日に、申立人が所持する国民年金事務組合が発行した2枚の領収書(昭和47年度第1期分については領収印が無く、第2期分については領収印が押されている。)により、未納から納付済みに記録訂正が行われている上、申立期間①及び②に挟まれた48年度第1期分の保険料は、平成21年4月9日に、同様に国民年金事務組合が発行した申立人が所持する領収書(領収印が押されている。)により、未納から納付済みに記録訂正が行われており、申立人の申立期間当時の納付記録の管理が適切に行われていなかった状況が認められること、当該国民年金事務組合では、保険料を滞納した場合には、滞納した月にさかのぼって委託を解除していたが、申立人に委託解除の記録は無いことなど、申立人が国民年金事務組合に委託して保険料を納付していたとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7974

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月及び同年9月

私は、昭和54年9月に申立期間の国民年金保険料を納付した際に受領した領収証書を所持している。申立期間が国民年金に未加入であることを理由として保険料を還付されることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録では国民年金の未加入期間とされているが、申立人の元夫は申立期間の前の昭和54年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、申立人は、制度上、国民年金の強制加入被保険者となるため、未加入期間とされる合理的な理由がない。

また、申立人は、申立期間の保険料を昭和54年9月に納付していたことを示す領収証書を所持しており、平成21年12月に当該金額を還付する旨の決議が行われているものの、前述のとおり、申立期間は、本来、強制加入期間であることを踏まえれば、還付すべき合理的な理由も認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月及び同年12月

私は、退職後に、国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付書で納付していたが、平成5年ころに未納保険料の納付に関する督促状を受け取り、申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間直前の平成3年9月及び同年10月の国民年金保険料は同年11月に、申立期間直後の4年1月の保険料は同年2月にそれぞれ現年度納付している。

また、申立人は、平成5年ころに未納保険料の納付勧奨を受けた後に、社会保険事務所（当時）に出向いて保険料を納付したと具体的に説明しており、その時期に、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7977

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年7月まで

私の両親は、昭和63年4月ころに私の国民年金の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和64年1月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人は、申立期間当時、両親とは別の区に居住していたが、住民登録は実家の所在地のままにしており、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付をしてくれたとする両親は、申立期間の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、20歳の時に国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人は、申立期間中に離婚し、転居しているが、その後も自分あてに届いた郵便物などを元夫から受け取り、受け取った納付書で保険料を納付したと具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さはみられず、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認できる事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7984

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月

私は、国民年金に加入し、未納とならないよう国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人が所持する国民年金手帳から、数回にわたる転居に伴う住所変更手続が適切に行われていることが確認できる。

また、申立期間直後の昭和46年2月及び同年3月の保険料については、平成16年11月18日に未納から納付済みに記録訂正が行われており、申立人に係る記録管理が不適切であった状況も確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月から59年3月まで

私は、私が就職する前の期間の国民年金保険料は、両親が自身の保険料と一緒に納付していたと母から国民年金手帳を渡されたときに聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親及び母親は、国民年金制度が発足した昭和36年度から60歳になるまでの自身の保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された58年12月時点では、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月28日は<標準賞与額>（別添一覧表参照）、18年12月15日は<標準賞与額>（別添一覧表参照）、19年4月27日は<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : <申立期間>（別添一覧表参照）

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されないのので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、<申立期間>（別添一覧表参照）に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改訂又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一

覧表の厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 4 月 28 日は<標準賞与額> (別添一覧表参照)、18 年 12 月 15 日は<標準賞与額> (別添一覧表参照)、19 年 4 月 27 日は<標準賞与額> (別添一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10687	男		昭和51年生		平成18年4月28日	60万9,000円
					平成18年12月15日	49万4,000円
					平成19年4月27日	54万8,000円
10688	女		昭和50年生		平成18年4月28日	65万9,000円
					平成18年12月15日	53万5,000円
					平成19年4月27日	21万8,000円
10689	男		昭和56年生		平成18年12月15日	16万9,000円
					平成19年4月27日	36万5,000円
10690	女		昭和56年生		平成18年12月15日	16万9,000円
					平成19年4月27日	36万5,000円
10691	男		昭和45年生		平成19年4月27日	46万3,000円
10692	男		昭和36年生		平成19年4月27日	57万2,000円
10693	女		昭和55年生		平成18年4月28日	65万9,000円
10694	女		昭和55年生		平成18年4月28日	22万5,000円
					平成18年12月15日	35万1,000円
10695	男		昭和56年生		平成18年4月28日	49万5,000円
					平成18年12月15日	40万2,000円
					平成19年4月27日	41万4,000円
10696	男		昭和46年生		平成18年4月28日	69万5,000円
					平成18年12月15日	56万5,000円
					平成19年4月27日	69万2,000円
10697	女		昭和46年生		平成18年4月28日	68万6,000円
					平成18年12月15日	60万3,000円
					平成19年4月27日	68万4,000円
10698	男		昭和56年生		平成18年4月28日	22万5,000円
					平成18年12月15日	33万6,000円
					平成19年4月27日	11万5,000円
10699	男		昭和59年生		平成19年4月27日	19万円
10700	男		昭和57年生		平成18年4月28日	22万5,000円
					平成18年12月15日	36万5,000円
					平成19年4月27日	37万7,000円
10701	男		昭和57年生		平成18年4月28日	46万5,000円
					平成18年12月15日	37万7,000円
					平成19年4月27日	39万円
10702	男		昭和52年生		平成18年4月28日	55万8,000円
					平成18年12月15日	45万3,000円
					平成19年4月27日	50万2,000円
10703	男		昭和51年生		平成18年4月28日	22万5,000円
					平成18年12月15日	39万5,000円
					平成19年4月27日	37万7,000円
10704	男		昭和50年生		平成18年4月28日	55万7,000円
					平成18年12月15日	47万1,000円
					平成19年4月27日	46万5,000円
10705	男		昭和49年生		平成18年4月28日	65万9,000円
					平成18年12月15日	55万7,000円
					平成19年4月27日	65万7,000円
10706	男		昭和53年生		平成18年4月28日	52万5,000円
					平成18年12月15日	42万6,000円
					平成19年4月27日	40万3,000円
10707	男		昭和49年生		平成18年4月28日	63万9,000円
					平成18年12月15日	54万円
					平成19年4月27日	63万8,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10708	女		昭和31年生		平成18年4月28日	76万4,000円
					平成18年12月15日	64万6,000円
					平成19年4月27日	76万円
10709	男		昭和57年生		平成18年4月28日	45万円
					平成18年12月15日	36万5,000円
					平成19年4月27日	37万7,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち申立期間③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間③及び④に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 8 月 1 日から 31 年 10 月 1 日まで
② 昭和 31 年 10 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 3 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 35 年 2 月 1 日から 37 年 1 月 21 日まで

ねんきん特別便が届き、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間①、③及び④について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、受給したことは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

また、申立期間②については、A社に勤務していたはずなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③及び④の脱退手当金は、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和38年5月21日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び申立期間④に係る事業所の事業所別被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和37年2月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期に

は、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

加えて、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は法定支給額と大幅に相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間③及び④に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 申立期間①の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立人の申立期間①に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 3 申立期間②については、A社の元従業員である兄の供述から、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和45年11月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得し、連絡先が確認できた7名の従業員に照会したところ、回答のあった2名の従業員は、「厚生年金保険の資格取得日が自分と同日であるが、自分よりも前から勤務していた人がいた。」と供述していることから、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 20 日まで
② 昭和 40 年 6 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで

60 歳になった時に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年4か月後の昭和45年12月15日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和45年4月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、申立期間①に係るA社における資格取得日は昭和27年4月5日、資格喪失日は同年8月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和27年4月から同年7月までの標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和27年9月1日から同年11月5日まで
③ 昭和28年11月12日から29年4月1日まで
④ 昭和34年4月1日から36年4月1日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及び③、C社に勤務していた申立期間④の加入記録が無い。3社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、定時制高校の入学と同時にA社に勤務し、その年のお盆に帰省する所に辞めたと供述しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人は昭和27年4月5日に同社の被保険者資格を取得しており、当該被保険者名簿には、標準報酬月額は3,000円と記録されているが、同日で資格喪失している旨の記載があることが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳には、昭和27年5月に標準報酬月額の改定が行われた記録があり、同名簿の申立人の備考欄には、同年6月25日に健康保険被保険者証の検認が行われた「検」の印が押されているのが確認できることから、申立人は同年6月25日にA社に在籍していたものと認められる。

また、社会保険事務所（当時）から申立人あてに送付された「厚生年金保険の期間照会について（回答）」には、資格取得の取消届が提出されている旨の記載があるが、被保険者名簿には「取消し」の記載は無い。

このため、昭和 27 年 4 月 5 日に被保険者資格を取得した後、同日付けで資格喪失（処理日は不明）したとする合理的理由はないことから、社会保険事務所における申立人に係る年金記録の記録管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

一方、申立人が A 社を退社した時期について、事業主の所在が不明であり、回答のあった同僚等からは申立人についての供述は得られず、関係資料も無いことから特定することができない。

そして、上記の健康保険被保険者証の検認記録日から昭和 27 年 6 月 25 日までの在籍が確認できるが、検認日をもって退職日とすることは不自然さが伴う。

そこで、申立人の「昭和 27 年 7 月の夏休みに入る前に担任の先生が、会社に来てくれた。」「お盆に帰省するころに仕事がつらくなり、実家に帰ってそのまま会社を辞めてしまった。」との供述について、学校から提出された学籍簿に記載されている先生の名字と申立人が供述している先生の名字は一致しており、供述も具体性があると認められることから、申立人は、少なくとも同年 7 月末日までは勤務していたと認めるのが相当である。

したがって、申立人の A 社における退社日は昭和 27 年 7 月 31 日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 27 年 4 月 5 日、資格喪失日は同年 8 月 1 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る被保険者名簿に当初記録された昭和 27 年 4 月の記録から、3,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、昭和 27 年 4 月 1 日から同年 4 月 5 日までの期間については、申立事業所に勤務していたことを確認できる資料等はない。

2 申立期間②について、申立人は、定時制高校 1 年の 2 学期になってすぐ、B 社に入社したと申し立てしているところ、同社では当時の人事記録や賃金台帳を保存しておらず、申立人の勤務状況や保険料控除について確認できないと回答している。

そこで、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、従業員に照会したところ、一人が申立人のことを記憶していたが、申立人の入社日までは記憶していなかった。

また、申立人と同時期に資格を取得した従業員に照会したところ、二人から回答があったが、申立人を知っている者はいなかった。

3 申立期間③について、申立人は、同僚と一緒に昭和 29 年 3 月ごろに B 社を辞めたと申し立てているところ、同社では当時の人事記録や賃金台帳を保存しておらず、申立人の勤務状況や保険料控除について確認できないと回答している。

そこで、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、従業員に照会したところ、申立人を知っている者はいなかった。

また、申立人は 5 人の同僚の名前を記憶しており、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同じ名字で住所の判明した従業員に照会したところ、二人から回答があったが、申立人を知っている者はおらず、一緒に辞めたとする同僚の住所は不明なため、確認をとることができなかった。

4 申立期間④について、申立人は、大学生の時、C 社（後に、会社名は D 社と判明）に住み込みで勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録によると、同社は厚生年金保険の適用事業所となつてはおらず、同社の所在地を管轄する法務局においても、同社に係る商業登記の記録は確認できない（D 社も同様である。）。

また、D 社の事業主の息子によると、「申立期間当時は会社の規模も小さく、商業登記はしていなかったと思う。働いていた学生は、アルバイトのような立場であり、自分も給料などの会計処理を手伝っていたが、給料も少なかったので、厚生年金保険料を控除することはなかった。」と回答している。

5 このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和 27 年 4 月 1 日から同年 4 月 5 日までの期間、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①のうち、昭和 27 年 4 月 1 日から同年 4 月 5 日までの期間、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和50年2月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月から同年7月までは5万6,000円、同年8月から50年1月までは7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月21日から50年2月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は同社において昭和49年2月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している旨の記載があることが確認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿の「標準報酬月額の変せん」欄には昭和49年8月の標準報酬月額の算定記録が記載され、「備考」欄には被保険者資格の喪失届が50年3月1日に社会保険事務所（当時）に受理されている旨の記載があることが確認できる。

このため、昭和49年2月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとする合理的な理由はないことから、社会保険事務所における申立人に係る年金記録の記録管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人について昭和49年2月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとする届出を行ったとは考え難く、事業主は50年2月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者名簿の記録から、昭和49年2月から同年7月までは5万6,000円、同年8月から50年1月までは7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年5月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録及びA社から提出された人事異動歴から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年4月1日に同社C工場から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和38年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は22年2月24日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年2月24日まで

A社B事業所に勤務した厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、同社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書により、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳に、被保険者資格の取得日が昭和19年6月1日と記録されているものの、その喪失日が記録されておらず、また、オンライン記録でも資格取得日が同年10月1日と記録されているが資格喪失日の記録は無く、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、同社から提出された在籍証明書により昭和19年10月1日、資格喪失日は22年2月24日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から90円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の平成7年11月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から8年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、平成8年5月8日付けで、9万8,000円にさかのぼって減額訂正されており、申立人のほか、同社の代表取締役及び3人の役員の標準報酬月額が、同様にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の社会保険料滞納処分票から、同社は平成4年から厚生年金保険料を滞納していることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成8年5月8日に同社の監査役であったことが確認できるが、複数の従業員は、申立人は不動産部門の担当であり、社会保険事務手続は取締役である事業主の妻が担当していたと供述していることから、申立人が当該訂正処理に権限を有して関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成8年5月8日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年11月から

8年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、20万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和60年3月30日）及び資格取得日（昭和60年4月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月30日から同年4月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に係る給与支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和59年9月27日に資格を取得し、60年3月30日に資格を喪失した後、同年4月2日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の同年3月30日から同年4月2日までの被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人から提出された給与支払明細書から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和60年2月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人から提出された給与支払明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から、申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業

主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和31年4月1日）及び資格取得日（昭和33年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和31年4月から32年9月までは1万6,000円、同年10月から33年3月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から33年4月1日まで
ねんきん特別便が届けられ、A社に勤務した期間のうち昭和31年4月1日から33年4月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社には、申立期間も継続して勤務しており、途中で退職したことはなく、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和28年9月1日に厚生年金保険の資格を取得し、31年4月1日に資格を喪失後、33年4月1日に同社において再度資格を取得しており、31年4月1日から33年4月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及び申立期間にA社において厚生年金保険への加入記録が確認できる複数の元従業員の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、申立人は、途中で同社を退社したことはなく、申立

期間当時、同社においては、社員は全員厚生年金保険に加入させていたとしている。

さらに、申立人と同様にA社において被保険者期間が中断している記録を持つ元従業員は、自身の厚生年金保険の記録について、中断しているのは、同社を一度退社し、再入社したためであるとしている。

加えて、A社の事業主及び複数の元従業員は、申立人は家具職人として勤務しており、申立期間においても業務内容及び勤務形態の変更はなかったとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人及び元従業員の社会保険事務所（当時）の記録から、申立期間の標準報酬月額を、昭和31年4月から32年9月までは1万6,000円、同年10月から33年3月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年4月から33年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和40年10月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和42年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から同年5月9日まで
② 昭和40年10月6日から同年11月10日まで
③ 昭和42年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和27年4月1日から同年5月9日までの期間、40年10月6日から同年11月10日までの期間及び42年2月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、本社とB支店間での異動はあったが、27年4月1日から42年2月末日まで継続して勤務しており、途中で退職したことはないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、複数の元従業員の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B支店から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めら

れる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和40年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③について、申立人は、雇用保険の加入記録から昭和42年2月28日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、社会保険の取扱いについて、厚生年金保険の資格喪失日は雇用保険の離職日の翌日としており、申立人の給与から保険料を控除していたと考えられるとしていることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和42年1月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していないとしていることから、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①について、申立人は、昭和27年4月1日からA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申立てしている。

しかし、A社では、当該期間から現在まで、厚生年金保険の資格取得については、雇用保険の資格取得と同日付けで取り扱っているとしている。

そこで、A社における申立人の厚生年金保険の加入記録と雇用保険の加入記録を確認したところ、申立人は昭和27年5月9日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同時に雇用保険の被保険者資格も取得していることから、同社では、申立人の入社日を同年5月9日として手続したことがうかがえる。

さらに、申立人は、入社してすぐのころ、けがをして病院で治療した際に、健康保険に加入していないことを指摘された記憶があると供述していることから、入社と同時に厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年3月1日から同年6月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月は15万円、同年4月及び同年5月は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から同年7月25日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

なお、給与明細書は平成4年3月から同年7月までのものが申立人より提出されているが、当該給与明細書には、同年3月の給与には保険料控除が無く、同年4月から同年6月までの給与は保険料控除があることから、保険料控除方法は翌月控除と考えられる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改正又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成4年3月は15万円、同年4月及び同年5月は38万円とすることが妥当である。

一方、A社の給与については、20日締めで当月25日払いとなっており、申

立人の申立期間において、平成4年7月25日払いの7月分の給与には厚生年金保険料の控除が無いことから、同年6月は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年3月から同年5月までの保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和50年11月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正し、申立期間のうち、同年7月から同年10月までの期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和50年4月1日から同年7月1日までの期間及び上記訂正期間を含む同年8月1日から同年12月25日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記被保険者資格喪失日（昭和50年11月21日）を同年12月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間についての上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年12月25日まで

A社に勤務した昭和50年12月24日までの厚生年金保険の加入記録が無く、また、同社で勤務した一部期間の標準報酬月額も相違している。申立期間の給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（昭和50年7月28日）より後の昭和51年3月20日付けで、申立人を含む5名について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、当初の資格喪失日（昭和50年11月21日）の記録が取り消され、さかのぼって50年7月28日に訂正処理されていることが確認できる。

しかし、上記被保険者名簿によれば、A社は任意包括適用事業所であること

が確認でき、申立期間当時、常時従業員が勤務しており、厚生年金保険法の適用事業所要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、オンライン記録によると、上記訂正処理が行われた昭和 51 年 3 月 20 日には、別の事業所に勤務していたことが確認できることから、申立人が、当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該資格喪失した旨の処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立人について、昭和 50 年 7 月 28 日に被保険者資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当初記録されていたそきゅう訂正処理前の喪失日である同年 11 月 21 日であると認められる。

なお、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から同年 10 月までの期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における同年 6 月の社会保険事務所の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立人が提出した給料支払明細書により、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月から同年 11 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月から同年 11 月までの期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の居所等が不明で連絡を取ることができず、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成19年12月12日の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年12月12日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社からの届出に基づく事後訂正により記録の訂正は行われたが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、平成19年12月12日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
10732	女		昭和25年生		23万3000 円
10733	女		昭和51年生		20万8000 円
10734	女		昭和55年生		14万8000 円
10735	女		昭和53年生		20万1000 円
10736	女		昭和46年生		17万1000 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和25年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月31日から同年2月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本支店間の異動はあるが、当時の辞令を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、同事業所に継続して勤務し（昭和25年1月31日に同事業所B支店から同事業所本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和25年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成12年10月6日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成12年1月から同年9月までの標準報酬月額については、12年1月から同年5月までは59万円に、同年6月から同年9月までは50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年5月1日から12年1月31日まで
② 平成12年1月31日から12年10月ごろまで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①については厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書に記載された保険料に見合う標準報酬月額と相違しており、申立期間②については給与明細書から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず加入記録が無い。同社では取締役であったが設計担当であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間①においては標準報酬月額を正しい記録に訂正し、申立期間②においては厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年5月から同年12月までの期間は59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった12年10月1日より後の同年12月7日に、標準報酬月額の記録がさかのぼって20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿によると、申立人は、同社が破産宣告を受けた平成12年12月*日まで同社の取締役であったことが確認できるが、当時の代表取締役のうちの一人（同社は代表取締役が二人いた）、役員及び従業員は、「申立人は、設計担当だった。」旨供述していることに加え、「同社は申立期間①当時に社会保険料を滞納しており、社会保険事務の手續については代表取締役二人が

行っていたので、その他の役員及び従業員は誰一人知り得る立場になかった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由はなく、申立期間①の標準報酬月額において、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、申立人の厚生年金保険の加入記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成12年10月1日より後の同年10月6日に、11年10月1日付けの59万円及び12年6月1日付けの50万円の標準報酬月額変更処理が取り消され、同年1月31日付けの資格喪失処理が行われていることが確認できる。

また、雇用保険の記録から申立人は当該記録を訂正した平成12年10月6日まで、同社に勤務していたと考えられることから、同社は同年10月1日においても、適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらのことから、社会保険事務所において、当該適用事業所でなくなった処理及び申立人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる処理等をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらない。

なお、申立人が所持する平成12年1月から同年8月までの給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿によると、申立人は、同社が破産宣告を受けた平成12年12月*日まで同社の取締役であったことが確認できるが、申立期間①で判断したとおり、申立期間②においても、申立人が当該訂正処理等に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成12年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録処理は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、社会保険事務所の処理日である12年10月6日であると認められる。

また、申立人の平成12年1月から同年9月までの標準報酬月額については、12年1月から同年5月までは59万円に、同年6月から同年9月までは50万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年8月から4年7月までは38万円に、5年10月から7年12月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から4年8月1日まで
② 平成5年10月1日から8年1月21日まで

年金事務所の調査により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年1月21日より後の同年6月27日付けで申立人の標準報酬月額は、3年8月から4年7月までは38万円から32万円に、5年10月から6年9月までは34万円から32万円に、6年10月から7年12月までは34万円から30万円に、さかのぼって減額訂正されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額において有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年8月から4年7月までは38万円に、5年10月から7年12月までは34万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を平成4年4月から同年6月までは53万円に、同年7月から5年9月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与と比較して低くなっている。同社では、技術開発の仕事を担当しており、社会保険の届出手続に関与していなかったため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から同年6月までは53万円、同年7月から5年9月までは50万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年3月31日）の後の同年4月27日付けで、それぞれ41万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は申立期間、同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、A社の代表取締役は、申立人は、「社会保険事務に関与しておらず、平成5年9月に退職したと思う。」と供述している上、同社の事務担当者は、申立人は技術担当であり、社会保険の事務は会計事務所が行っていたので、社会保険の届出事務に関与していなかったと回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額をさかのぼって訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成4年4月から同年6月までは53万円、同年7

月から5年9月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年3月1日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月27日から同年3月1日まで

A社を平成19年2月28日に退職したが、厚生年金保険の加入は、同年2月27日までとなっており、申立期間が未加入期間となっている。同年2月分の厚生年金保険料は同社の給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係るタイムカード及び賃金台帳により、申立人は、平成19年2月28日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳に記載されている平成19年2月の厚生年金保険料控除額により、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間に係る保険料は納付した。」と回答しているが、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が平成19年2月27日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合

又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA大学B病院（現在は、A大学に統合）における資格取得日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A大学及びA大学B病院で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両事業所間での異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A大学が提出した在籍期間証明書及び配転願から判断すると、申立人は、昭和46年3月1日に同大学から同大学B病院に異動し、同日から同大学B病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A大学B病院における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主が昭和46年4月1日をA大学B病院の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年3月15日、資格喪失日に係る記録を48年5月16日とし、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月15日から48年5月16日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。高校卒業後の昭和47年3月15日に同社に入社し、48年5月15日まで勤務した。同社退職後に、申立期間当時、同社で従業員から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、取得届を行っていなかったことを知ったので、調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を昭和48年5月16日付けで採用したB事業所から提出された履歴カードの前歴欄に、「昭和47年3月15日 A社C課勤務」と記載されていること、及び同社の複数の同僚の「申立人は申立期間当時、正社員として同社に勤務していた。」との供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「従業員から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、昭和45年9月から50年10月までの期間に厚生年金保険の加入届を行っていない者が多数いたことが、54年に発覚した。この時点で当社に在籍していた従業員については、被保険者資格の取得届出を行い、時効のため社会保険事務所（当時）に納付できなかった保険料については、従業員に一時金で返金処理した。ただし、申立人のように既に当社を退職していた従業員について、どのように対処したかは不明。」と回答している。

さらに、A社の複数の従業員も、「昭和54年に厚生年金保険料の未納事件が発覚し、未納保険料を会社から返金してもらった。」と上記の同社の回答と同様の回答をしている。

加えて、昭和42年3月に高校を卒業してA社に入社した申立人の先輩の厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年3月22日であることが確認できることから、同社では、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時の申立人と同年代の従業員の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月から48年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成19年12月10日の標準賞与額を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年12月10日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成19年12月10日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
10756	男		昭和31年生		58万円
10757	男		昭和44年生		38万円
10758	女		昭和49年生		65万円
10759	男		昭和20年生		30万円
10760	女		昭和20年生		20万円
10761	女		昭和33年生		25万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和26年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月2日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和26年4月から同社C工場に勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録により、申立人が申立期間もA社C工場に継続して勤務していたことが確認できる。

そして、B社は、「当社に保存されている申立人の人事記録には、昭和26年4月2日に試採用、同年6月1日に本採用と記載されている。試採用の期間であっても、厚生年金保険に加入させなければならないところ、申立人については、誤って本採用の日付で資格取得の届出を行ったものと思われる。厚生年金保険料は、試採用の期間であっても控除しているはずである。」と回答している。

また、申立人が記憶している同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、同僚及びほとんどの従業員が記憶している入社日又は入社した月に被保険者資格を取得していることが確認できる。そして、そのうちの従業員7人は、「入社後2か月から6か月程度の試採用の期間があった。」としており、これらの従業員は、試採用期間中も厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和26年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、資格取得日に係る届出を誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年4月30日は9万1,000円、16年4月30日は6万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成16年4月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、社会保険事務所（当時）に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細書により、申立人は、各申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与明細書の保険料控除額及び報酬額から、申立期間①は9万1,000円、申立期間②は6万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年2月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月14日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された従業員身上明細票から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和22年2月14日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和22年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てのとおり被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 10769

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を 36 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録と相違している。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の賃金台帳及び給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（36 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、A社が加入する厚生年金基金及び健康保険組合の各加入員記録には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、その主張する 36 万円と記載されている。

さらに、A社は、「申立期間当時に厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険に係る各種届出は、複写式の届出様式であった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別紙一覧表参照）

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「給与支払内訳明細書」及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記「給与支払内訳明細書」の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、＜標準賞与額＞

(別紙一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10770	女		昭和33年生		平成15年6月15日	38万円
					平成15年12月10日	46万8,000円
					平成16年12月10日	50万円
					平成17年6月15日	42万2,000円
					平成17年12月10日	50万7,000円
					平成18年12月10日	50万6,000円
					平成19年6月15日	39万8,000円
					平成19年12月10日	46万6,000円
10771	男		昭和36年生		平成15年6月15日	60万円
					平成15年12月10日	65万円
					平成16年12月10日	70万円
					平成17年6月15日	70万円
					平成17年12月10日	78万円
					平成18年12月10日	78万2,000円
					平成19年6月15日	61万2,000円
					平成19年12月10日	71万7,000円
10772	男		昭和37年生		平成15年6月15日	60万円
					平成15年12月10日	65万円
10773	男		昭和41年生		平成15年6月15日	54万円
					平成15年12月10日	60万円
					平成16年12月10日	65万円
					平成17年6月15日	65万円
					平成17年12月10日	78万円
					平成18年12月10日	78万2,000円
					平成19年6月15日	61万2,000円
					平成19年12月10日	71万7,000円
10774	男		昭和41年生		平成15年6月15日	50万円
					平成15年12月10日	60万円
					平成16年12月10日	65万円
					平成17年6月15日	65万円
					平成17年12月10日	78万円
					平成18年12月10日	78万2,000円
					平成19年6月15日	61万2,000円
					平成19年12月10日	71万7,000円
10775	男		昭和47年生		平成16年12月10日	15万円
					平成17年6月15日	46万8,000円
					平成17年12月10日	70万2,000円
					平成18年12月10日	74万5,000円
					平成19年6月15日	61万2,000円
					平成19年12月10日	71万7,000円
10776	男		昭和46年生		平成18年12月10日	18万8,000円
					平成19年6月15日	41万6,000円
					平成19年12月10日	41万4,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和50年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月21日から同年12月1日まで

C社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された在職証明書等から判断すると、申立人がC社及び同社の子会社であるA社に継続して勤務し（昭和50年11月21日にC社からA社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社では、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社における資格取得日は昭和28年7月5日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月5日から同年8月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社B工場から本社に異動したと申し立てているところ、同社B工場の当時の上司は「申立人は、A社B工場では自分と同じ部署で勤務し、同工場の閉鎖決定に伴い、他の従業員と一緒に昭和28年7月1日付けで本社へ異動した。申立期間は、本社で継続して勤務していた。」と供述している。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び上記上司を含む22名について、昭和28年7月1日付けで転勤により被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できる。

一方、転入先のA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、「C」名義の記録が存在しているが、厚生年金保険記号番号及び生年月日が申立人と一致していることから、当該記録は、申立人の記録であると考えられ、同名簿から、上記22名のうち申立人及び上記上司を含む17名が、昭和28年7月5日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

そして、A社本社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿では、申立人について、昭和28年7月5日を資格取得日としている上記の記録は、二重線で抹消

されている。また、別の健康保険番号で同年8月15日を資格取得日とするもう一つの被保険者記録が存在しており、当該両記録は、同年11月1日までは併存していたことが標準報酬等級並適用年月日欄から確認できる。

以上のことから、昭和28年7月5日に資格取得した被保険者記録を抹消した理由は不明であるが、申立人に係る上記二つの被保険者記録が併存し、その後の社会保険事務所（当時）における申立人に係る年金記録の管理については、適切になされなかったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のA社本社における昭和28年7月5日の資格取得日を取り消す処理は事実上即したものと考えるが、申立人の同社本社における資格取得日は、上記の上司の供述から判断して同年7月5日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和28年8月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA医院における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

A医院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。在職期間が確認できる事業主からの依頼文書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主からの回答により、申立人がA医院に昭和61年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

なお、事業主から申立人に交付された通知文書において、給与から保険料控除をしていた旨記載されていることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA医院における昭和61年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は届出誤りを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の各申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月27日
② 平成19年1月31日

A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与管理台帳により、申立人は、各申立期間に同社から賞与の支払を受け、それぞれ150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の各申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月27日
② 平成19年1月31日

A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与管理台帳により、申立人は、各申立期間に同社から賞与の支払を受け、それぞれ150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の各申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月27日
② 平成19年1月31日

A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与管理台帳により、申立人は、各申立期間に同社から賞与の支払を受け、それぞれ150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月31日

A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与管理台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の各申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月27日
② 平成19年1月31日

A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与管理台帳により、申立人は、各申立期間に同社から賞与の支払を受け、それぞれ150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の各申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年1月18日は100万円、19年1月17日は130万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月18日
② 平成19年1月17日

A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与管理台帳により、申立人は、各申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間①は100万円、申立期間②は130万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和 51 年 4 月 1 日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 50 年 6 月から同年 9 月までは 15 万円、同年 10 月から 51 年 3 月までは 16 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 2 日から 51 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社及び同所在地で昭和 51 年 4 月 1 日から適用事業所となったB社において継続して勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と共にA社及びB社に継続して勤務したとしている同僚の供述により、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 50 年 6 月 2 日）より後の昭和 51 年 6 月 25 日付けで、当初記録されていた 50 年 10 月の標準報酬月額の定時決定が取り消された上、さかのぼって 50 年 6 月 2 日と記録されていることが確認できる。

なお、A社は、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に資格喪失日の訂正が 30 人の被保険者について行われたことが確認できることから、常時 5 人以上の従業員が勤務していたと認められ、申立期間において、同社は当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。したがって、社会保険事務所（当時）において、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、B社における資格取得日と同日である昭和 51 年 4 月 1 日に訂正することが必要であ

る。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和50年6月から同年9月までの期間については15万円、同年10月から51年3月までの期間については16万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、社会保険事務所（当時）に対し、申立人について、厚生年金保険の被保険者資格を昭和22年10月6日に取得した旨の届出を、また、同被保険者資格を23年6月16日に喪失した旨の届出をそれぞれ行ったものと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を昭和22年10月6日に、同資格喪失日に係る記録を23年6月16日にそれぞれ訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月6日から23年6月16日まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入期間について、A社は、同社が発行した「厚生年金保険加入に関する証明書」により、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日は昭和22年10月6日であり、また、同資格喪失日は23年6月16日であるとしている。

このことについては、A社が前述の証明書に添付した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、申立人は昭和22年10月6日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。また、同社が申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届であるとして同様に添付した同届の氏名欄には、同姓であるが名が相違する氏名が記載されているものの、同届の記号番号欄には前述の資格取得届に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号と同一の記載があり、この同姓別名の被保険者が、23年6月16日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。当該資格喪

失届について、同社の人事担当者は、「当社の退職者名簿には同姓別名の者の記録が無いため、資格喪失届を届け出の際に申立人の名を誤記したものと考えられる。」と述べている。

さらに、前述の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（10名連記）に記載されている申立人及びその他の従業員9人の計10人について、オンライン記録により厚生年金保険の被保険者記録を調査したところ、うち8人は、同資格取得届における資格取得日と同日にA社で被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人を含む2人については、オンライン記録に収録されていないことが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者番号払出簿について、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者番号を調べたところ、同払出簿には本来記載されるべき「払出年月日」、「被保険者氏名」、「男女別」、「資格取得年月日」及び「事業所の整理記号」などが記載されておらず、同払出簿の該当ページの先頭に単に「A」社と記載されているのみで、申立人の厚生年金保険被保険者番号がA社に払い出されたことは確認できるものの、申立人に関する記録は確認することができない。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は昭和26年ごろ更新されたものと推認でき、更新前の名簿は、社会保険事務所に保管されておらず、申立人に関する当時の記録は確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、社会保険事務所に対し、申立人が昭和22年10月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年6月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和22年10月の資格取得時及び23年6月の資格喪失時の当該届の記録から、600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成3年8月16日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を同年8月16日に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月31日から同年8月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。退職月に加入した国民年金の納付書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は当初平成3年8月16日と記録されていたものの、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月30日より後の同年10月28日付けで遡及して取り消され、その後、4年3月2日付けで遡及して3年5月31日と記録されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、平成3年5月31日に資格を喪失した旨の処理を遡及して行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当初の資格喪失日であり、また、雇用保険の記録における離職日の翌日でもある平成3年8月16日であると認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の同社におけるオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から4年1月31日まで

昨年、年金に関する書類を受け取った際に、A社に勤務していた申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が減額になっているのを知った。入社以来給与は下がったことは無いので、申立期間における標準報酬月額を当時の給与額に見合った金額にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年1月31日より後の同年3月19日付けで、当初記録されていた18万円が8万6,000円に^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、「申立人は、非常勤役員として車両運転及び物資運搬の管理業務の担当で勤務しており、社会保険の届出事務に関与していなかった。また、申立期間において減額訂正したことについては申立人には説明や報告をしていない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、前述の訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和62年10月から63年1月までの期間及び同年3月から同年6月までの期間は30万円に、同年9月、平成元年6月、同年9月、同年11月、同年12月及び2年6月は34万円に、同年12月から3年9月までの期間は36万円に、4年4月から同年9月までの期間は38万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主が上記の訂正が必要である期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成8年3月まで

A社で勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録と、給料明細書に記載されている給与支払額が一致していないため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書の厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づき、申立期間のうち、昭和62年10月、63年1月及び同年3月から同年6月までの期間は30万円に、同年9月、平成元年6月、同年9月、同年11月、同年12月及び2年6月は34万円に、同年12月から3年9月までの期間は36万円に、4年

4月から同年9月までの期間は38万円にそれぞれ訂正することが妥当である。また、申立人の昭和62年11月及び同年12月に係る標準報酬月額については、給料明細書の提出は無いものの、その前月及び後月の給料明細票における厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額により、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、昭和62年10月から63年1月までの期間、同年3月から同年6月までの期間、同年9月、平成元年6月、同年9月、同年11月、同年12月、2年6月、同年12月から3年9月までの期間及び4年4月から同年9月までの期間についての上記の訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「不明である。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人から提出された申立期間に係る給料明細書のうち、昭和60年4月から同年12月までの期間、61年2月から62年8月までの期間、63年2月、同年8月、同年10月から平成元年1月までの期間、同年3月、同年7月、同年8月、同年10月、2年1月から同年5月までの期間、同年7月から同年10月までの期間、3年10月から4年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間については、当該期間のオンライン記録の標準報酬月額が、それぞれの給料明細書の厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と比べ一致するか又は高い期間であることが確認できる。

また、給料明細書の提出が無い昭和61年1月、62年9月、63年7月、平成元年2月、同年4月、同年5月、2年11月及び5年1月から8年2月までの期間については、A社において申立人の保険料控除を確認できる賃金台帳等の資料が無い上、当該期間のそれぞれについて、その前月及び後月のオンライン記録の標準報酬月額が、それぞれの給料明細書の保険料控除額及び総支給額に見合う標準報酬月額と比べ一致するか又は高い期間であることが確認できる。

このほか、当該期間に係る申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和30年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月20日から同年3月28日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間に営業所への異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社より提出された勤務実績証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C営業所は昭和30年3月28日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社は、適用事業所となるまでの期間において、同社本社において引き続き被保険者資格を有するべきであった旨回答していることから、同社本社における資格喪失日を同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和29年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てのと通りの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和61年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月16日から同年11月16日まで

A社C工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和61年11月16日に同社C工場から同社D工場内の同社技術センターに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和61年9月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和20年10月31日から21年9月1日までの申立期間については、申立人は、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社（現在は、B社）C工場における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和20年10月31日）及び資格取得日（昭和21年9月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、申立人の昭和24年5月31日から同年6月1日までの申立期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月31日から21年9月1日まで
② 昭和24年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、徴兵されていた期間や社内異動はあったが、提出した辞令のとおり同社には継続して勤務し、申立期間について厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、オンライン記録等によると、A社C工場において、昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年10月31日に資格を喪失後、21年9月1日に同社C工場において再度資格を取得しており、20年10月31日から21年9月1日までの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、D県が発行する軍人期間に係る回答書（昭和19年1月12日に陸軍に入隊、21年6月13日に復員）、E健康保険組合から提出された被保険者名

簿の記録（昭和 21 年 4 月 1 日に資格取得）及び申立人から提出された辞令（昭和 21 年 6 月 13 日に復職）から判断すると、申立人が申立期間①においてA社に継続して在籍していたことが認められる。

そして、B社の人事担当者による「勤務が継続していれば、厚生年金保険料についても継続して控除していたはずである。」旨の供述から判断すると、申立人は、復員後の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、A社C工場を管轄している年金事務所の担当者は、「同事業所の当時の記録は、昭和 21 年*月ごろの火災で焼失していると思われる。また、新しい被保険者名簿は、その後改めて作成されたと聞いているが、当該名簿は確認できない。」旨供述している。

以上の事実を前提にすると、申立期間①に係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立期間①のうち、申立人が陸軍に入隊している期間については、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 に該当していること、復員後の期間については、事業主による保険料の控除の事実が推認できること、また、申立てに係る厚生年金保険の記録は、焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人は、申立期間①において、A社C工場に継続して在籍し、厚生年金保険の被保険者であったと考えることが相当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録、E健康保険組合から提出のあった転勤覚書及びB社の人事担当者の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和 24 年 6 月 1 日に同社C工場から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）において、A社C工場における標準報酬月額の記録が無いことから、転勤先である同社本社における昭和 24 年 6 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 24 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年7月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、営業担当取締役であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、平成6年3月31日付けで、4年4月から5年9月までは53万円が16万円に、申立人がA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した6年7月30日の後の同年8月19日付けで、5年10月から6年6月までは53万円が16万円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から、申立期間において取締役であったことが確認できるが、同社の複数の元従業員は、「申立人は、当時、営業部長であり、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力はなかった。」旨供述していることから、申立人は、当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、A社において、平成6年3月31日付けで、標準報酬月額が^{そきゅう}遡及訂正された者は、申立人及び代表者の計二人であり、いずれも4年4月1日にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、A社の当時の代表者及び従業員から、申立期間当時、申立人の標準報酬月額が当該事実即して減額されたことをう

かがわせる供述は得られなかった。

また、A社の複数の元従業員は、「申立期間当時の当社の経営状態は、経営不振のため資金繰りが苦しく、かなりの負債を抱え込んでいた様子であった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月31日及び同年8月19日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額^{そきゅう}は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、4年4月から6年6月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和43年1月13日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和42年9月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、同年9月は3万9,000円、同年10月から同年12月までは4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月28日から43年12月1日まで
② 昭和53年6月6日から同年10月20日まで

申立期間①については、A社に、申立期間②については、B社（現在は、C社）に準社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の従業員からの供述等により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む17名について、昭和42年10月の定時決定の記録が確認できるにもかかわらず、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（昭和42年9月28日）より後の43年1月13日付けで、42年9月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿では、他の二人の被保険者資格の喪失日は、当初、昭和42年11月1日及び同年12月1日と記録されていたところ、43年3月7日付けで、A社が適用事業所でなくなった日（昭和42年9月28日）にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和42年9月28日）において、上記の訂正処理前の記録から、同社において常時5人以上の従業

員が勤務していたと認められ、同社が当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が昭和42年9月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、申立人の資格喪失日に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該遡^{そきゅう}及処理日である43年1月13日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、昭和42年9月は3万9,000円、同年10月から同年12月までは4万2,000円とすることが妥当である。

他方、申立期間①のうち、昭和43年1月14日から同年12月1日までの期間については、A社は既に適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡していることから厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、申立期間当時の経理担当者に照会したところ、「同社の経営が苦しくなって社会保険を辞退したことは覚えている。その旨は従業員にも説明があり、未加入期間の保険料控除はなかったと思う。」と供述している。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①のうち昭和43年1月14日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、複数の従業員からの供述等により、申立人が当該期間も継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、「申立人は、A社から派遣されていた契約社員であり、当社で保管している厚生年金保険加入者名簿でも未加入となっているため、一旦契約を解除したのではないか。」と回答しているところ、雇用保険及び同社が加入していたD健康保険組合の資格喪失及び再取得の加入記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人と同様にA社から派遣されている同僚3名も、一旦資格を喪失し再取得していることが確認できるところ、当該同僚のうち連絡の取れた2名は、当該期間における厚生年金保険料の控除はされていない旨供述している。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年2月1日に、資格喪失日に係る記録を47年2月25日とし、申立期間の標準報酬月額を、45年2月から同年12月までは6万円、46年1月から47年1月までは6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月1日から47年2月25日まで
申立期間についてはA社で大型トラック運転手として勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社の従業員の供述及び申立人が提出した源泉徴収票から、申立人はA社に申立期間に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、源泉徴収票の社会保険料の控除額から、45年2月から12月までは6万円、46年1月から47年1月までは6万4,000円とすることが妥当である。

他方、A社はオンライン記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。しかし、同社は商業登記簿謄本から、申立期間において、法人格を有していたことが確認でき、前述の従業員は、「常時5名以上の者が

勤務していた。」と供述していることから、申立期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、当時の事業主に確認することはできないが、同社は適用事業所でありながら、事業主は社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和38年11月1日、資格喪失日は39年9月19日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月ごろから39年10月ごろまで

A社のB劇場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿により、申立人は、昭和38年9月16日から39年9月18日まで同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と名前が一字違いであるものの、生年月日が同じで、資格取得年月日が昭和38年11月1日、資格喪失年月日が39年9月19日と申立人の同社での退職日と符合する被保険者記録が存在する。

また、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっている上、申立人と同時に入社したとする同僚の資格取得日と同じ資格取得日であることが確認できる。

さらに、複数の同僚が、申立人を知っているものの、申立人と名前が一字違いの者については知らないと供述している。

加えて、A社には、申立人に係る社員名簿は保管されているものの、申立人の名前と一字違いの者の同名簿は保管されておらず、また、申立人の名前と一字違いの者の厚生年金保険被保険者台帳は保管されているものの、申立人に係る同台帳は保管されておらず、同台帳は、申立人と生年月日、勤務地、資格喪失年月日が一致していることから、同社は申立人である可能性もあると供述している。

これらの事実を踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 38 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 39 年 9 月 19 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている当該未統合記録から、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月20日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）は、当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は、その後誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びB社から提出された一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、標準賞与額30万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月23日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京国民年金 事案 7940

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から47年12月まで

私は、20歳のころに国民年金に加入し、郵便局で国民年金保険料を納付していた。現在所持する年金手帳には、郵便局員が記載してくれた申立期間の納付記録がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金加入当初から納付書により、郵便局で保険料を納付していたと説明しているが、申立人が当時居住していた区では、申立期間のうち昭和45年6月までの保険料の納付方法は、印紙検認方式である。

また、申立人は、20歳の加入時に交付された年金手帳と昭和55年4月の任意加入時に交付された年金手帳の2冊について郵便局に持参した際、郵便局員が、古い年金手帳に記載されていた記録を新しい年金手帳に記載してくれ、古い手帳を処分したとし、現在所持している年金手帳の国民年金記録欄に記載されている被保険者資格の得喪記録が保険料を納付した証拠であると主張しているが、郵便局は年金手帳記載事務を行うこととされておらず、かつ、当該得喪記録は保険料を納付したことを示すものではないこと、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、申立期間当時、住み込みで働いていた理髪店の店主に勧められ国民年金に加入した。加入手続は店主がしてくれ、保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が住み込みで働いていた理髪店の店主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする店主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、店主の娘及び当時の同僚の国民年金手帳の記号番号は、昭和 37 年 9 月 11 日に申立人と連番で払い出されており、申立期間の保険料について、店主の娘は、申立人と同様に未納となっていること、元同僚は第 2 回特例納付により納付していることが確認でき、申立期間当時は未納であったことなど、当時、店主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7942

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から44年11月まで

私は、昭和44年12月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の妻は、申立人から申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関することを聞いたことはないとしており、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であるため、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7943 (事案 6167 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 49 年 3 月まで

私は、20 歳になった時に、区の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当初、保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と相違している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 49 年 5 月に払い出されているところ、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付したことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする方法は、勘違いであり、また、申立人の国民年金手帳の氏名がカタカナで記載されているのは不自然であると主張しているが、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 49 年当時は、手帳記号番号払出簿の氏名はカタカナで記載されていること、所轄年金事務所において、申立期間当時の 47 年 3 月から 49 年 4 月までの手帳記号番号払出簿の目視確認を行った結果でも、申立人に別の手帳記号

番号が払い出されたことが確認できないことから、これらの主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月

私は、平成6年1月30日に会社を退職してすぐに国民年金の加入手続きを行い、区役所窓口の職員から説明されたとおりに国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料納付額及び納付月数等、申立期間の保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には、最初に国民年金の被保険者となった日として申立期間直後の「平成6年2月1日」と記載があり、申立期間は当初未加入期間であったため、納付書は発行されておらず保険料を納付することができない期間であった上、オンライン記録によると、申立期間は、平成8年5月に厚生年金保険の資格喪失記録を基に国民年金の資格得喪記録が整備されたことにより、未加入期間から未納期間に変更されたものであるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から15年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から15年12月まで
私は、年金受給額を増やすために60歳以降、国民年金に任意加入し、5年間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人が確定申告事務を依頼していた税理士及び税務署が保管している申立人の平成11年分から15年分までの確定申告書でも国民年金保険料を納付したことを示す金額の記載は見当たらない。

また、申立期間は、申立人が60歳に到達した後の期間であり、制度上、任意加入適用期間となるが、申立人は任意加入手続及び保険料の納付金額に関する記憶が曖昧であり、申立人が任意加入していた記録も見当たらない。

さらに、申立人は、既に60歳に到達するまで納付可能な保険料をすべて納付して国民年金の満額受給に必要な納付月数を満たしているため、申立人は任意加入を行う必要がなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7949 (事案 4449 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から51年1月まで

私は、昭和51年2月ごろに区役所から「将来年金がもらえなくなる」という連絡をもらい、国民年金の加入手続を行った。加入手続後1年ほどした昭和52年度に、申立期間の国民年金保険料を納付するように連絡を受け、区役所で約23万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付したとする昭和52年度時点は、特例納付の実施時期ではないこと、納付したとする区役所は、当該保険料の収納を取り扱っていないこと、納付したとする金額は、当該納付時点で過年度納付できる昭和50年1月から51年3月までの期間及び現年度納付できる51年4月から53年3月までの期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違することなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された51年3月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、当該期間の保険料を納付したと主張するものの、当初の決定を変更すべきことを検討するような新たな資料の提出、具体的な説明が無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず

ないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から49年9月までの期間及び50年7月から53年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年3月から49年9月まで
② 昭和50年7月から53年9月まで

私は、父から私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたことを聞いたことがある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、父親から自身の国民年金手帳を受け取った記憶が無く、申立人が現在所持している手帳以外の手帳の記憶は無いと説明しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和55年1月に払い出されており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7951

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から同年 12 月まで

私は、会社退職後の昭和 59 年 8 月ごろに、区役所出張所で失業を理由に国民年金保険料の免除申請をした。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶が定かではなく、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは昭和 62 年 4 月ごろで、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、免除申請手続に関する具体的な記憶が無く、申請後に免除に関する通知を受けた記憶についても曖昧であるなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から51年5月までの期間及び平成元年8月から10年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から51年5月まで
② 平成元年8月から10年1月まで

私の元夫は、私の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付していた。元夫と離婚後の保険料は、私が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付してくれていたとする元夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録が無く、申立人も年金手帳に関する記憶が曖昧であり、申立人は、当該期間のうち昭和49年8月から51年5月までの期間の保険料は納付していないと説明しているなど、申立人の元夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間当初には厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていないと説明している。また、当該期間直後の平成10年2月から11年3月までの期間の保険料は12年3月に付番された基礎年金番号により12年3月29日に過年度納付していることが確認できるほか、申立人は年金手帳に関する記憶が曖昧であり、保険料の納付に関する記憶が定かでないなど、申立人が当該期間の

保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から9年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から9年3月まで
私は、60歳以降、年金の受給額の増加のために通常の国民年金保険料を付加保険料と併せて納付した。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、付加保険料の申込み手続及び付加保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、保険料の重複納付により平成7年4月分の保険料が同年3月分として充当され、残額が還付されていること、及び同年3月分の保険料が還付されていることがオンライン記録により確認できるが、当該還付等金額はいずれも付加保険料を含まない定額保険料の額と一致しているなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 62 年 3 月まで

私の母は、私が大学在学中、20 歳になった昭和 59 年*月に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、申立人の国民年金の加入手続の時期、場所及び保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間当時、申立人は大学生であったため、申立期間は国民年金の任意加入適用期間であり、申立人の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が「平成元年 5 月 1 日」と記載されていることから、申立期間は、未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から43年6月まで

私は、昭和40年11月に就職した会社が厚生年金保険適用事業所ではなかったため、会社の指示で国民年金に加入した。加入手続は社長が区役所で行い、会社が厚生年金適用事業所となる直前の43年6月まで、社長が私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた会社の社長が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付していたとする社長から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、保険料を納付していたとする社長も申立期間は国民年金に未加入であるなど、勤務先の社長が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶がなく、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私の両親は、学生が国民年金に強制加入となった平成3年に私と弟の加入手続を行い、兄弟二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。弟は申立期間の保険料が納付済みとされているのに、私は国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付していたとする両親は、申立人の加入手続、保険料の納付場所及び納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の両親が申立人と同時に加入手続を行ったとする申立人の弟の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の平成3年8月ころに払い出されていることが確認できるものの、弟の手帳記号番号付近の被保険者に申立人の氏名は確認できない上、申立人の父親は、申立人が現在所持している厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳に関する記憶が無く、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7961

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 61 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 61 年 5 月まで

私の母は、私が 20 歳の時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする母親は加入手続の時期、保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳により、申立人は、昭和 61 年 6 月に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は、任意加入前の未加入期間であることから、保険料を納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月

私は、申立期間当時大学生だったため、国民年金保険料の免除申請をしていた。申立期間前後の期間は免除となっているのに、申立期間の1か月が未納とされ、保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人は申立期間の免除申請を行った時期の記憶が曖昧であり、オンライン記録により、平成9年度における免除申請日が平成9年6月30日となっていることが確認でき、この時点では申立期間の保険料をさかのぼって免除することはできないなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から同年5月まで

私は昭和50年3月に国民年金の再加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の再加入手続、国民年金保険料の納付方法及び納付金額などの納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金被保険者台帳により、申立人は被保険者資格を昭和47年4月に喪失し、50年6月に再加入していることが確認でき、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年3月まで

私は、昭和47年に転居した後も、国民年金保険料を継続して納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、市役所内にある銀行及び郵便局で保険料を納付したと説明しているが、当該市の納付書制度は昭和48年4月からであり、当該市において当時郵便局では保険料の収納をしていなかったことが確認できるなど、当時の納付方法と相違しており、申立期間の保険料額の記憶も曖昧である。

また、昭和53年までの納付記録が記載されている当該市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間は未納と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人は昭和47年3月9日に住所変更手続を行ったと説明しているが、当該市の国民年金被保険者名簿により、申立人は53年3月に住所変更届及び氏名変更届を行っていることが確認できる上、住所変更直前の居住地である区の転入者台帳においても、「47不在」「当該市からの連絡により転出53年4月」と記載されており、申立人の説明と相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年3月まで
私の両親は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料の納付をしたとする申立人の両親は、加入手続きの時期、方法及び保険料の納付についての記憶が曖昧であるなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成3年6月に払い出されており、申立人は申立期間当時大学生であり、申立期間は、学生の強制加入制度（平成3年4月）が実施される前の任意加入適用期間の未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7971

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から15年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から15年11月まで

私は経済的な理由により国民年金保険料を納付できない状況のとき、区から免除申請書用紙が送られてきて、申立期間は毎年度区役所に免除申請書を提出していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、毎年度区に免除申請書を提出していたとしているが、申請回数等の明確な記憶は無い上、申立期間中に免除承認通知書を受け取ったことはないと説明している。

また、申立人のオンライン記録には平成11年1月及び14年4月に不在決定が行われ、14年6月に過年度保険料の納付書が作成されている記録が認められるなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 41 年 3 月まで

昭和 38 年 10 月ころに、父が国民年金の加入手続をしてきて、加入当初は父が国民年金保険料を納付してくれていた。その後は私が、集金人に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和 38 年 10 月ころに父親が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 41 年 5 月ころに払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳にも「昭和 41 年 10 月 5 日」発行と記載されていること、申立人は父親がさかのぼって保険料を納付してくれた記憶は無いと説明していること、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている弟も、20 歳になった 39 年 1 月以降 41 年 3 月までの保険料が未納であることなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間、57 年 10 月から 58 年 9 月までの期間及び 59 年 1 月から平成元年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 57 年 10 月から 58 年 9 月まで
③ 昭和 59 年 1 月から平成元年 7 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区役所の集金人又は金融機関に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の住所変更手続及び保険料額についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料を区職員の集金人又は金融機関に納付していたとしているが、申立期間当時、集金人制度は既に廃止されていたため、集金人に保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間当時、申立人の保険料を一緒に納付していたこともあったとする元妻も申立人が 60 歳に到達するまで、申立期間の保険料が未納であることを含め、保険料の納付済期間（特例納付済期間を含む。）及び未納期間がすべて一致していること、元妻から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月まで

私の母は、私が大学生のときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納税組合又は市役所で納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 50 年 7 月時点は、第 2 回特例納付実施期間であるが、申立人は母親から、さかのぼってまとめて保険料を納付したと聞いた記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年3月まで

私は、20歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続きを行った場所、申立期間当時の年金手帳の所持及び保険料の納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金の記号番号の記載が無いこと、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から48年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後に母から年金手帳を受け取った記憶もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに、母親から受け取った手帳を以前は所持しており、当該手帳には現在所持する手帳に記載されている国民年金の記号番号と同じ番号が記載されていたと説明しているが、申立人が現在所持する年金手帳の国民年金の記号番号は平成7年1月ころに払い出されたものであること、申立期間当時に申立人に別の国民年金の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年1月から同年3月までの期間及び17年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月から同年3月まで
② 平成17年4月から同年10月まで

私は、平成14年と17年に会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続及び切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の金額、納付時期及び納付頻度の記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料をコンビニエンスストアで納付したとしているが、申立期間①当時にはコンビニエンスストアでは保険料を納付できなかったこと、申立人が居住していた市では、申立期間当時においても国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者の資格取得日を年金手帳に記載していたとしているが、申立人の所持する年金手帳には申立期間に係る資格取得の記載が無く、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7982

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から10年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から10年2月まで

私は、会社を退職した平成9年5月に社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続きを行い、銀行で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続きを行った後に平成10年2月までの申立期間の保険料を一括して納付したと説明しているが、次の就職が決まっていなかったこの時期に一括して納付するとすれば、10年3月分までの保険料納付書が作成されることになり、申立人の説明に不自然な点がみられること、納付したとする金額は申立期間の保険料額と大きく異なっていること、申立期間は未加入期間とされており、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 7 月から 12 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月から 12 年 1 月まで

私は、会社を退職した都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、申立期間の保険料をコンビニエンスストア又は当時の自宅近くの銀行支店で納付したと説明しているが、申立人が当時居住していた区では、申立期間当時はコンビニエンスストアでの保険料納付はできなかつたとしており、また、当該銀行支店は申立期間以前に廃止されていたこと、オンライン記録から、申立人は、平成 11 年 7 月 20 日からの国民年金未適用者として、12 年 1 月 21 日現在及び 13 年 2 月 20 日現在で作成された勧奨関連対象者一覧表に含まれており、当該勧奨後の加入手続が行われていないことが確認でき、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 53 年 6 月から 55 年 9 月までの期間、56 年 7 月から同年 9 月までの期間、57 年 1 月から同年 3 月までの期間、58 年 4 月から同年 6 月までの期間、59 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 63 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 6 月から 55 年 9 月まで
② 昭和 56 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで
⑤ 昭和 59 年 7 月から同年 12 月まで
⑥ 昭和 63 年 4 月から同年 9 月まで

私は、会社退職後に国民年金に加入したが、私自身は加入手続、国民年金保険料口座振替手続を行った記憶が無いので、退職した会社が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料口座振替手続をしてくれたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料口座振替手続を行った記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金の加入手続をし、口座振替手続をしたとする退職した会社から当時の状況を聴取できないほか、昭和 59 年 5 月に作成された年度別納付状況リストには、口座振替開始年月の記載は無く、保険料納付は 3 か月の納付書によると記載されており、申立人の手帳記号番号は、申立人が会社を退職して 2 年を経過した 55 年 6 月時点で払い出されているなど、申立

人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の領収証書を2枚所持している。申立期間の保険料を重複納付しているにもかかわらず、保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る2枚の国民年金保険料領収書を所持しており、そのことをもって国民年金保険料が重複納付されていると主張している。

申立人から提出された2枚の国民年金保険料領収書をみると、1枚目の領収書は、昭和43年2月29日に3か月分の保険料として600円を収受したとの記載がある領収書であり、他の1枚は、44年3月1日に3か月分の保険料として750円を収受したとの記載がある領収書であるが、この2枚目の領収書は、昭和42年度の保険料領収書様式によるもので、印刷された「昭和42年度」は二重線で取り消され、「43年度」と手書きで修正されている。

2枚の国民年金保険料領収書をもとに、保険料が重複納付となっているとの申立人の主張について検討した結果、i) 上記の2枚目の領収書に記載されている金額は訂正後の43年度の保険料額と一致していること、ii) 43年度の保険料は記録上も納付済みとなっていること、iii) 上記1枚目の領収書は、納付期間、保険料額、納付時期等から42年度の保険料の領収書として認められること、iv) 当該領収書を発行した市では、年度を訂正した理由は不明であるが、記載されている金額が43年度の保険料額と一致することから、43年度の保険料を収納した際の領収書と推測されると説明していることなどから、2枚目の領収書は、42年度を二重線で取り消している箇所を補正したことを証する公印等を押すなどの処理を行わないなど、補正処理に不適切な面がみ

られるものの、上記の点を総合的に判断すると、申立期間の保険料が重複納付されたものと判断することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 34 年 2 月 24 日まで
年金問題が騒がれるようになり、テレビ等の放送で初めて脱退手当金のことを知った。平成 13 年 2 月に年金受給の手続をした時も、社会保険事務所(当時)からは、脱退手当金のことについて説明は無かった。
申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金を受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 2 月 24 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 30 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、28 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 25 名が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、5 名は申立人と支給決定日が同日であるとともに、当該支給決定の記録がある者のうち 1 名は、事業所が請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 5 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかが

わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 1 日から 33 年 3 月 27 日まで
60 歳になった時に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 33 年 4 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 9 日から同年 4 月 12 日まで
② 昭和 35 年 11 月 19 日から 40 年 9 月 26 日まで

年金問題が騒がれるようになり、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の制度を知らないのに、受給できるはずはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立期間②の事業所を退職後の昭和 40 年 12 月 15 日に氏名訂正が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 12 月 10 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名訂正が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 1 日から 42 年 5 月 5 日まで
② 昭和 42 年 10 月 16 日から 44 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間①以前に勤務していたA社では脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間①については受け取っていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

また、申立期間②及び③については、事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、オンライン記録上、申立期間①と合算して脱退手当金が支給されたこととなっているA社の被保険者期間の脱退手当金を申立期間①以前に受給したと主張しているが、申立期間①以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の申立期間①に係る事業所の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録上、申立期間①後に申立期間①とA社の被保険者期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年8月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはう

かがえない。

さらに、申立期間②及び③については、申立人の申立期間③に係る事業所の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②及び③の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和45年5月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 10 日から 39 年 7 月 15 日まで
② 昭和 39 年 7 月 21 日から 44 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 4 月 21 日から同年 6 月 21 日まで

平成 20 年 3 月に、ねんきん特別便で年金記録が無かったので、同年 6 月に社会保険事務所（当時）で確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10717 (事案 5040 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 39 年 6 月 1 日まで
60 歳ごろに、社会保険事務所(当時)で年金の相談を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が見当たらないなどの理由から認められなかった。
しかし、前回の調査結果に納得ができないので、改めて審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年7月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月29日から31年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の請負元であったB社の複数の社員の供述から判断すると、申立人は申立期間を含めてA社に勤務していたことがうかがえる。

一方、B社の複数の社員によると、申立人の同僚3名のうち、1名は昭和24年ごろから、また、2名は28年4月ごろから、A社からB社に仕事で来ていたと供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、これらの者の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年3月1日又は31年4月1日であることが確認できることから、同社では、入社から厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、約3年から4年かかっていたことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、A社は昭和33年1月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び経理担当者は所在不明であることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月ごろから3年12月ごろまで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、同社は平成3年6月に解散している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、総務経理担当者の氏名も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、申立人は、上記同僚よりも前の平成3年12月ごろにA社を退職したと供述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚を含む複数の従業員が同社を吸収したB社において、2年10月22日に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人は、上記同僚らのB社への異動については、知らないとしている。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できないほか、A社のオンライン記録において、申立期間における被保険者記録に欠番や訂正等の不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から同年 12 月まで

A社（現在は、B社）に栄養士として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管しているA社における職員台帳から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B社の事業主は、申立期間当時は、3か月の試用期間終了後に厚生年金保険の加入手続を行っており、申立人は、採用後約2か月で同社を退職したので、申立人の厚生年金保険の加入手続は行っていないとしている。

また、B社の事業主は、加入手続を行う前に給与から保険料を控除することはないとしている。

さらに、A社で申立期間当時に勤務した3人の従業員に、申立人の勤務状況を確認したところ、いずれも申立人を記憶しておらず、加えて、上記3人の従業員は、当時の同社の厚生年金保険の加入の扱いについて、入社してから3か月の試用期間があったとし、うち一人の従業員は、試用期間終了後に厚生年金保険に加入したとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から同年11月1日まで
A社(現在は、B社)C支社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和31年9月1日に入社したのは間違いなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事台帳から、申立人が、申立期間においてA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、上記の人事台帳におけるA社C支社の申立人の上司及び同僚6人の入社日と、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、全員が相違しており、被保険者資格取得日が入社日より半月から3か月遅れていることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人と資格取得日が同日の昭和31年11月1日となっている従業員8人の入社日について、B社の事業主に確認したところ、上記の人事台帳において名前が確認できない女性2人以外の男性6人は本社配属となっており、うち4人の入社日は昭和31年10月20日であり、入社日と被保険者資格取得日が一致していないことが確認できる。

さらに、上記のA社C支社における同僚の一人は、申立期間当時の扱いとして、試用期間があったとしているが、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかったとしている。

加えて、上記の人事台帳において、申立人は、社員見習いと記載されているが、B社は、社員見習いという身分は、現在は使用されていないとしており、また、当時の社会保険に関する資料が残っていないため、社員見習いの者がどのような取扱いとなっていたかは不明であるとしている。

さらに、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と同日の昭和31年11月1日である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A社（現在は、B社）C工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社から提出された労働者名簿、同期入社と同僚との寄せ書き等で在職の証明はできるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された転属通報並びに同社及び申立人から提出された労働者名簿により、申立人が申立期間にA社C工場に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社から提出されたA社に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の事業所控えによると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 35 年 6 月 1 日であることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員のうち、連絡先が確認できた複数の従業員に照会したところ、いずれも「同社に入社したのは昭和 35 年 4 月 1 日であるが、給与明細書等を保管しておらず、同年 4 月及び同年 5 月の厚生年金保険料の控除に関しては記憶に無い。」と供述していることから、同社では、当時、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違している従業員がいたことが確認でき、申立期間における厚生年金保険料の控除については、確認することができない。

さらに、現在の事業主は、「資料は無く、当時を知る社員も現在いないことから、当時の厚生年金保険の取扱いや厚生年金保険料の控除については、不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 21 日から 43 年 4 月 1 日まで
A社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び複数の従業員の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の従業員が「A社は、特定の社員を社会保険に加入させないようなことはない。厚生年金保険に加入していないとすれば、アルバイトではなかったかと思う。」と供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、A社は当時の資料を保管しておらず、元代表者は死亡しており、当時の社会保険担当者の所在を特定することができないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、年金事務所に訂正の届けを行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及びA社が保管していた職員名簿から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、申立人から相談を受け、平成 22 年 2 月 15 日付けで、同社における資格喪失日を昭和 55 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日に訂正する旨を届け出たことにより記録訂正は行われたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付に反映されない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していたことが要件とされているが、A社が保管する当時の報酬手当支給明細においては、社会保険料として給与から控除されている保険料は、当時の保険料率と合致せず、また、退職金計算書においては、厚生年金保険料は控除されておらず、健康保険料のみが控除されている。

さらに、A社の事業主及び元社会保険事務担当者は、申立期間当時、厚生年金保険料は給与から控除せず、全額事業所が負担していたとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月から 25 年 10 月まで

A局に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。間違いなく同局に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A局の複数の従業員の供述により、申立人は期間は特定できないものの、同局に勤務していたことが推認できる。

しかし、連合国軍要員の厚生年金保険適用開始日は昭和 24 年 4 月 1 日であり、A局は申立期間のうち同年 3 月 31 日以前の期間について、適用事業所とはなっていない。

また、従業員の一人は、「申立人の名前は聞いたことはあるが一緒に仕事をしたことがないため、申立人は私が採用される前の昭和 23 年 7 月ごろに退職したと思う。」と供述している。

さらに、A局の社会保険業務を引き継いだB省C局は、申立人に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらないと回答している。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間におけるA局に係る加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から同年 10 年 1 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間も継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は平成 12 年 11 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社に係る商業登記簿謄本に記載されている所在地に事業所が無い上、オンライン記録にある事業主の住所に照会したが回答が無いため、申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間当時勤務していた 8 人の従業員に照会したが、申立人が申立期間当時勤務していたとの明確な回答は得られなかった。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿をみると、申立期間と時期は相違するが二人の従業員は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、2 か月ないし 3 か月後に再度資格取得している記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出されたA社の源泉徴収票、日々雇用派遣登録スタッフ給与証明書、勤務実績証明、雇入通知書兼就業条件明示書及び振込明細により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、源泉徴収票、日々雇用派遣登録スタッフ給与証明書及び振込明細から申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は清算手続中であり、同社の事業を引き継いだB社から提出された申立人に係る「給与控除状況」においても、申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間のうち平成 18 年 7 月から 19 年 6 月については、国民年金の全額申請免除期間となっていることが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主により、被保険者の給与から厚生年金保険料を控除されていた事実があることが要件とされており、給与から厚生年金保険料が控除されていない本件申立てについては、特例法によるあっせんの対象とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月30日から42年4月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたのは確かなので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数の従業員の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和48年1月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社の当時の代表者は、申立期間当時、当社は厚生年金保険に加入しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨供述している上、申立期間に同社に勤務していた3人の従業員に照会したが、いずれも当該期間の給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していない。

さらに、オンライン記録によると申立期間当時、A社の複数の従業員が国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで

申立期間に勤務した事業所の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、子供が小さく、小児科にかかる際に保険証を使用しており、健康保険と厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に名称の一部に「A」又は「B」を含む事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、事業所があったとされる地区には、「A」又は「B」を含む適用事業所は確認できない上、事業所があったとされる地区を管轄する法務局においても該当する事業所に係る商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人が勤務していたとする事業所は適用事業所としての記録が確認できないことから、事業主及び従業員に照会することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、当時、子供が小さく小児科にかかる際に保険証を使用したとしているが、具体的な病院名等が不明であるため、保険証の使用等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社は社会保険事務所（当時）に対し自分の申立期間に係る資格取得届の訂正届を提出したが、保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の元従業員4名が、「申立人は昭和58年4月1日の同期入社であり、勤務していたことは確かである。」と回答していることから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、前述の元従業員4名及び申立人の計5名における厚生年金保険の資格取得日はいずれも昭和58年5月1日であることが確認できる上、申立人と同期入社であると述べた元従業員1名が提出した同年4月及び同年5月の給与明細書により、同年4月分の厚生年金保険料が給与から控除されておらず、資格取得日の属する同年5月の給与から同年5月分の同保険料が控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険料を給与から控除する時期について、事業主は、「当社では、社会保険料は当月控除である。」と述べていることから、元従業員と同期入社であった申立人においても、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないものと推認できる。

さらに、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除したことを書面により証明しているものの、控除額及び控除の方法等について具体的な

回答も無く、記述や関係資料の提出も無い。

なお、オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は、同社からの被保険者資格取得日の記録訂正に係る平成21年9月16日付けの届出に基づき、厚生年金保険法第75条本文の規定により、既に、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間として処理されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10752

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 7 年 6 月 30 日まで

A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与に相当する標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録により、A社が適用事業所でなくなった平成 7 年 6 月 30 日と同じ日付で遡及して、2 年 11 月から 6 年 10 月までの期間は 53 万円を 8 万円に、同年 11 月から 7 年 5 月までの期間は 59 万円を 9 万 2,000 円に、それぞれ減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によれば、申立人は、昭和 43 年 4 月 18 日の同社設立時から同社の代表取締役に就任し、申立期間においても代表取締役であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人のほか従業員 3 名の標準報酬月額も、前述の処理日において、遡及して減額訂正されており、また、同処理日において、従業員 16 名のうち、申立人を含む 15 名の健康保険証が返還されていることが確認できる上、A社の元従業員は、「申立人から健康保険被保険者証を持ってくるように言われ、申立人に持って行ったと思う。」と述べている。

なお、申立人は、「A社では社会保険料の滞納は無かった。」と述べているが、同社の複数の従業員は、「申立期間において、同社では給料の未払があり社会保険料も納付できない状況であった。」と述べていることから、申立期間において社会保険料の滞納があったことがうかがえる。

その上、申立人は、「社会保険料は自分か事務員のどちらかが納付していた。また、会社の実印など印鑑類は、金庫に保管し自分で管理しており、自分が社

会保険の届出書類等に判を押していた。」と述べていることから、申立人が、自身に関する遡^{そきゆう}及による標準報酬月額^{標準報酬月額}の減額訂正処理及びこれと同時に行われた前述の従業員3名の減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 46 年 9 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の元事業主は、「当社は、個人経営で、厚生年金保険に加入しておらず、したがって、従業員の給与から厚生年金保険料の控除もしていなかった。」と述べており、事実、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、申立人及び元事業主が記憶している申立人以外の従業員の連絡先も不明であり、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年3月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成3年4月から4年2月末までの期間において勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の代表取締役は、「申立期間当時の資料は残っていないが、一時期、複数人のパートの従業員を雇っていたので、申立人はそのうちの一人かもしれない。」と述べており、申立人が同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、B社の代表取締役は、「正社員は厚生年金保険に加入させていたが、パートの従業員については、厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べている。

また、申立期間の雇用保険の加入記録は確認できない上、C市の回答により、申立人は申立期間のうち一部期間を含む平成4年1月1日から20年4月2日までの期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、A社に係るオンライン記録によれば、申立期間において、健康保険の被保険者整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

なお、申立人から提出された給料支払明細書については、同明細書の型番及び明細項目から平成12年夏以降に作成されているものであることが確認でき、申立期間当時のものとは認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 29 日から同年 7 月 18 日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にA社からB社に社名変更したが、自分は現場におり勤務状況には何も変化は無く、給与の欠配も無かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社又はB社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社は、昭和 33 年 5 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、B社は同年 7 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間のうち同年 5 月 30 日から同年 7 月 17 日までの期間は、両社とも厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社及びB社は、いずれも既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、それぞれの事業主は所在が不明であることから、両社及びこれらの者から申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 33 年 7 月 18 日に同社で被保険者資格を取得した従業員に、同日より前の期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料について照会したものの、当該資料は得られなかった。

加えて、申立人と同様、昭和 33 年 4 月 29 日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 7 月 18 日にB社で被保険者資格を取得している従業員が

所持していた同年4月5日付けのA社の親会社の辞令には、「A社を退社せられたにより別途設立の会社に雇用いたします。」と、同年7月18日付けのB社の辞令には「社員に任用する。」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 15 日から 41 年 4 月 10 日まで

昭和 39 年 6 月 21 日から 40 年 1 月 20 日まで A 社に勤務し、同社をいったん辞めた後、再度、同社に勤務した申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

各期間とも、A 社の親会社である B 社（現在は、C 社）の当時の副社長に採用されたが、勤務場所は、両社が後援する議員の選挙事務所であった。

このため、自分は、A 社及び B 社の従業員を知らないので、次の 5 点、i) B 社の副社長、代議士及び代議士の選挙事務所の第一秘書の 3 人への照会、ii) B 社の当時の全従業員に対する経理・社会保険担当者名の照会、iii) 確認できた経理・社会保険担当者への照会、iv) 自分の 12 通りの氏名検索、v) B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿の確認、について調査を行って申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、代議士の選挙事務所に昭和 39 年 6 月 21 日から 40 年 1 月 20 日まで勤務し、いったん辞めた後、再度、同年 4 月 15 日から 41 年 4 月 10 日まで勤務したが、その間、A 社から給与が支給され、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

しかし、申立人が勤務したとする A 社は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が同社で最初に厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 40 年 1 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間には適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社は既に解散し、事業主も既に死亡しているため、同社及び事業主から、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、C社に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について照会したが、同社は「申立人の在籍を確認できない。」と回答していることから、同社から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立人が指摘した事項について調査した結果は、次のとおりである。

- 1 申立人を知りうる3人はいずれも故人のため照会できない。
- 2 オンライン記録により、B社に在籍していたことが確認できる厚生年金保険被保険者1,000人中、昭和38年から41年末までに在籍した者で住所を確認できた69人に照会したところ、36人から回答があったが、申立人を記憶している者は一人もいなかった。また、当時のB社の経理課長及び総務課長は故人となっており、その他の経理・総務担当者もほとんど故人となっていることから、これらの者から、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。
- 3 申立期間当時のB社の経理担当者は、「申立期間当時はA社には従業員はいなかったと思う。申立人の名前は記憶に無い。自分は若かったので、代議士のことは何も分からないが知っている人がいたとしても皆故人となってしまう。」と回答し、同社の総務担当者は「給与計算をしていたが申立人の名前は記憶に無い。代議士秘書等の給与を計算した覚えも無い。上司がかかわったか分からないし、上司は故人となっている。」と回答しているため、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。
- 4 申立人が希望する姓「D、E、F、G」及び名前「H、I、J」を12通りの組合せで氏名検索を実施したが、申立人と生年月日が一致する者は確認できなかった。
- 5 B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者資格取得日が昭和40年2月15日の538番から41年5月16日の564番までの間に欠番は無く、申立人の名前を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 50 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 46 年 3 月 1 日から 50 年 10 月 31 日まで勤務し、同社が加入していたB協同組合で厚生年金保険に加入していた。また健康保険証も持っており、自身が社会保険事務を担当して給与から厚生年金保険料を控除していたので、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 46 年 3 月 1 日からA社に勤務し、同社が加入していたB協同組合で厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除していたと主張している。

しかし、B協同組合から提出された「被保険者名簿」及びC健康保険組合から提出された「被保険者名簿」における申立人の被保険者資格取得日は、いずれも昭和 46 年 8 月 1 日と記載されており、同協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、B協同組合では、申立期間当時、複写式の用紙を使用して健康保険組合と社会保険事務所（当時）への被保険者資格の取得届を提出していたと回答している。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 50 年 11 月 1 日までA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除していたと主張している。

しかし、B協同組合から提出された上記「被保険者名簿」及びC健康保険組合から提出された上記「被保険者名簿」における申立人の被保険者資格喪

失日は、いずれも昭和 50 年 10 月 1 日と記載されており、同協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、B 協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人に係る備考欄には資格喪失届の受付年月日が昭和 50 年 10 月 15 日と記載され、C 健康保険組合から提出された上記「被保険者名簿」では、申立人の健康保険証の返納日が同年 10 月 11 日と記載されていることが確認できる。

さらに、A 社の当時の事業主は既に死亡しているため、当該事業主から、申立人の申立期間①及び②における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は控除していたと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 11 月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 38 年 11 月まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 11 月までA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に解散しており、申立期間当時の事業主及び給与、社会保険事務担当者も既に死亡しているため、同社及びこれらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人は、A社の同僚の姓しか記憶していないため、同僚に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社で被保険者であったことが確認できる従業員に、申立人の勤務状況について照会したが、申立人の同社における退職日を記憶している者がいないため、申立人が同社に勤務していた期間を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年から41年まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B組合C地方本部から提出された組合員名簿から、昭和38年8月から40年11月まで、申立人は同組合に所属していることが確認できるところ、申立人自身、同組合の紹介でA社に技能士として勤務したと申し立てている。

しかしながら、B組合C地方本部によれば、「当組合は法令によって労働者供給事業を認められている労働組合であるが、申立期間当時は日雇としてのみ労働者供給をしており、供給先事業所では厚生年金保険の被保険者となることはない。」と回答している。

そこで、申立人の申立期間当時の同僚及びA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人が申立期間に在籍していたことを供述した者がいることから、時期は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等に関する情報は得られなかった。

また、上記事業所別被保険者名簿から、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年8月1日であり、申立期間の一部は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記の記録は確認できない上、同社は昭和43年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も不

明であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月から27年12月10日ごろまで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、同社があったと申立人が主張する所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録は確認できない。

他方、申立期間当時、上記所在地において、A社と名称が類似する厚生年金保険の適用事業所がオンライン記録で確認できるが、当該事業所が適用事業所となったのは、申立期間後の昭和30年3月である上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認できない。

また、申立人が勤務したとする同一地域において、申立期間当時、A社と類似する名称の事業所を商業登記簿謄本で複数確認できたが、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

さらに、申立人は、当時の同僚等を記憶しておらず、当時の取引先であった事業所の代表者の氏名を挙げているが、その者は既に死亡しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月1日から29年8月30日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、B県C市のA社に勤務していたと申し立てしているところ、同僚の供述により、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、申立期間を含めこれまでに厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、法務局の商業登記簿においてA社は昭和49年10月*日に解散しており、当時の代表取締役となっている者について、オンライン記録から、申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できず、連絡先も不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することはできない。

さらに、申立人が記憶している上記同僚についても、オンライン記録において、A社における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月19日から26年3月30日まで
② 昭和27年3月15日から37年9月18日まで

年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所（当時）で記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることになっているのを知った。証拠となる資料は手元に無いが、そのような手続をした記憶は全く無く、また、2社分を一緒にもらうのはおかしいと思うし、納得できない。よく調べてもらって申立期間が年金額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年9月18日の前後2年以内に資格喪失した者18名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち10名が資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされている上、その中で連絡が取れた受給者2名は、自分の意思で、事業所を介して請求したと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主により代理請求された可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳には昭和37年11月14日に脱退手当金の算定のため必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されている上、申立人の上記被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の同年12月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の周辺事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 28 日から同年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間の給料明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事務所に勤務していたと申し立てている。
しかし、申立人から提出された平成 17 年 7 月の給料明細書において1か月分の厚生年金保険料が控除されているが、A事務所の給与計算を受託していたB事務所は、厚生年金保険料の控除方法について翌月控除であったとしていることから、申立人が同年 7 月の給与から控除された保険料は、同年 6 月の保険料であったものと認められる。

また、A事務所は、平成 17 年 7 月 29 日に社会保険事務所（当時）に、申立人が同年 7 月 28 日に資格喪失したとする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出しているが、申立人の健康保険被保険者証は当該喪失届が受理された同年 7 月 29 日に返納されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 44 年 4 月まで
② 昭和 44 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 44 年 9 月から 45 年 3 月まで

厚生年金保険の記録によれば、A病院に勤務した申立期間①、B病院に勤務した申立期間②及びC診療所に勤務した申立期間③の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A病院に勤務していたと申し立てているが、同院は昭和 45 年 10 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A病院が厚生年金保険の適用事業所となった当時の代表者は既に死亡しており、同院を継承したDクリニックは、「院長が何人も交替し、A病院の当時の資料が何も無いため、申立人の在籍を確認できない。」としている。

さらに、申立人は、A病院における当時の同僚の名前を記憶していないことから、これらの者から、同院における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B病院に勤務していたと申し立てているが、同院は昭和 47 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B病院は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同院が適用事業所となった当時の代表者は、連絡先が不明であることから、同院及び当該代表者から、同院における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、B病院の同僚の名前を記憶していないことから、これらの者から、同院における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人はC診療所に勤務していたと申し立てているが、同診療所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C診療所の現在の代表者は、「自分の知る範囲では、当診療所が厚生年金保険の適用事業所になったことはない。」と述べている。

さらに、申立人は、C診療所の同僚を記憶していないことから、これらの者から、同診療所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 3 日から 5 年 7 月 20 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い。雇用保険被保険者離職票を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険被保険者離職票及び元事業主の供述から、申立人が申立期間について、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 62 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、B区において申立期間を含む平成 2 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 13 日まで国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主は、「会社が倒産したので資料は残っていない。厚生年金保険の届出については、常務が担当していたため詳しくは分からないが、申立期間当時、当社は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立人の申立期間当時の同僚は、「私はA社に昭和 61 年 11 月から平成 5 年 7 月まで勤務したが、厚生年金保険は、同社で昭和 61 年 11 月から 62 年 12 月 31 日まで加入していた。同年 12 月 31 日の後は同社は保険料が払えないということで厚生年金保険を抜けたようです。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から35年10月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社に勤務したのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、A社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人が記憶している上司は、既に死亡しているため、当該上司より当時のA社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、「当該上司がA社における会計全般の責任者であり、申立期間に同氏の厚生年金保険の加入記録があれば、自身も厚生年金保険に加入しているはずだ。」と主張しているところ、オンライン記録によると、当該上司は、申立期間に厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月ごろから同年11月ごろまで
② 昭和20年11月ごろから21年10月ごろまで
③ 昭和21年12月から22年4月まで

A社B製作所に勤務した申立期間①、C社に勤務した申立期間②及びD社E出張所に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。

各申立期間について、それぞれの事業所に勤務したことは確かなので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B製作所に係るオンライン記録によれば、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も連絡先が不明であり、申立人の勤務状況等について確認できない。

また、申立人は当時の同僚を記憶しておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間当時同社B製作所に在籍していた複数の従業員に、申立人の勤務状況、試用期間の有無、厚生年金保険の加入要件等を照会したところ、回答があった4名全員が、申立人を記憶しておらず、試用期間の有無及び加入要件等についても不明である旨回答している。

申立期間②について、申立人は、当該期間当時、C社で勤務し、昭和21年2月に新10円札が発行された際、その運搬を行った旨の詳細な供述をしていることから、申立期間②において、勤務していた期間までは明らかではないが、申立人は同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社は昭和20年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったこと、22年3月1日に同じ事業所記号番号で、再度、厚生年金保険の適用事業所となっているこ

とが確認できることから、当該期間において同社は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認ができない。

さらに、申立人が自身より先にC社に勤務していたとする、申立人の兄の厚生年金保険の資格取得日は昭和22年3月1日であることが上記被保険者名簿から確認でき、その兄は既に死亡していることから、当時の状況について確認できない。

加えて、申立人は、C社における上司及び同僚等の氏名を覚えておらず、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

申立期間③について、申立人はD社E出張所において、4トンドンプカーの運転手として昭和21年12月から資材運搬業務に従事し、引き続き22年4月に同社F出張所に異動したと具体的に供述しているところ、同社F出張所に係るオンライン記録から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、勤務していた期間までは明らかではないが、申立人は同社E出張所においても勤務していたことは推認できる。

しかし、D社の本社総務担当者は、「当時の厚生年金保険の加入は現場（出張所）単位で行っており、申立人に係る資料は保存していない。また、当社E出張所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、厚生年金保険料の控除をしていたとは考え難い。」としている。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムから、D社E出張所は適用事業所としての記録が確認できない。

さらに、申立人は、D社E出張所における上司及び同僚等の氏名を覚えておらず、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

これらのほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 5 年 4 月 1 日まで

申立期間において、A法人に雇用され、B県庁内で勤務したが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同法人で勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主により提出された申立期間の賃金台帳から、申立人は当該期間において、A法人に雇用され、B県庁内で勤務していたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主により被保険者の給与から厚生年金保険料を控除されていた事実が確認できることが要件とされているところ、上記賃金台帳では、申立期間における給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
昭和 46 年 4 月 1 日から A 社に勤務したにもかかわらず、自分の同社における厚生年金保険の加入が同年 6 月 1 日からとなっている。同社に同年 4 月 1 日に入社した際に、国民年金又は国民健康保険の被保険者資格の喪失手続をするために地元の区役所に行った記憶があるので、同社における厚生年金保険の資格取得日を同年 4 月 1 日にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 46 年 4 月 1 日から A 社に勤務し、その際、国民年金又は国民健康保険の被保険者資格の喪失手続をするために地元の区役所に行った記憶があるので、同社における厚生年金保険の資格取得日を同年 4 月 1 日にしてほしい。」と主張している。

しかしながら、申立人は A 社における同僚の氏名を覚えていないため、昭和 46 年 4 月から同年 12 月までの期間において同社の厚生年金保険の被保険者であった元従業員 18 人に文書照会したところ、12 人から回答があり、申立人を知っていると回答した従業員は一人いたものの、申立人の入社日は不明と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務状況は確認できない。

また、前述の文書照会に対する回答において、当時の社会保険事務担当者として名前が挙がった 3 人の従業員については、一人は、「自分は担当ではなかった。当時、誰が担当していたか、思い出せない。親会社からの出向者だったかも知れない。」と回答しており、別の一人は、文書照会に対し回答が無く、残る一人は A 社に係る事業所別被保険者名簿に記載が無いため、文書照会を行うことができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、A社に係る閉鎖事項全部証明書によれば、同社は平成12年12月＊日に解散していることが確認でき、また、申立期間当時の事業主は連絡先が不明のため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和46年6月1日と記録されていることが確認でき、同名簿において、健康保険証の整理番号に欠番が無く、記載内容に訂正などの不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月1日から59年4月21日まで

A社B支店（現在は、C社）を定年退職した後、請われて昭和55年5月に再入社し、同社に勤務したが、再入社した勤務期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において、同社に嘱託として勤務し保険料も控除されていたと思うので、当該期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された入社台帳及びA社に勤務していた当時の同僚の供述により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社が保有する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の被保険者資格の取得日は、昭和59年4月21日と記録されており、また、同社の「社会保険加入者カード」においても、申立人の資格取得年月日欄には「59年4月21日アルバイトより変更」との記載が確認できる。このことについて、同社は、「申立人は、申立期間も当社に勤務していたが、臨時雇用員であったため、社会保険には加入していなかったと思われる。」と回答している。

また、申立人が記憶している4人の同僚に、申立人の申立期間における雇用形態等について文書照会したところ、一人から回答があり、その同僚は、「申立人は、昭和55年5月ごろ、嘱託として再入社してきた。当時、D駅周辺にあったビルの保安長をしていたが、正社員だったのかアルバイトだったのかは分からない。」と回答している

なお、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。
このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 51 年 12 月まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた元従業員9人のうち、連絡先が確認できる7人に文書照会を行い、5人から回答があり、そのうちの一人は、「勤務期間は覚えていないが、申立人は同社で勤務していた。」と回答していることから、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の元総務経理担当者は、「当社の社員は全員が正社員で、雇用保険と厚生年金保険等社会保険はセットで加入していた。」と述べているが、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

また、A社の商業登記簿謄本によれば、同社は既に倒産しており、事業主も死亡しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない上、元従業員に対する文書照会においても申立人の雇用形態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、その他不自然な記載も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月から同年9月1日まで
② 昭和26年10月1日から27年5月まで
③ 昭和27年6月から同年10月10日まで
④ 昭和27年11月20日から28年5月まで

A社で勤めた申立期間①及び②、並びにB社で勤めた申立期間③及び④のそれぞれに厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる元従業員11人に文書照会をしたところ、8人から回答があり、そのうち3人の元従業員は、「申立人は昭和26年4月から正社員として勤務していた。」と回答していることから、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社における入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日を確認したところ、一人の元従業員は、「新制中学を昭和26年3月15日に卒業して、同年3月16日に同社に正社員として入社した。」と回答しているが、その元従業員の厚生年金保険の被保険者資格取得日は前述の被保険者名簿によれば同年9月1日となっている。また、ほかの一人は、「女学校を卒業して、同年4月に同社に採用されたが、半年の見習期間があった。」と述べており、事実、この元従業員の厚生年金保険の被保険者資格取得日は前述の被保険者名簿によれば同年9月1日となっている。これらのことから、当該期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人は死亡しており、他の一人

は、「申立人と同じ県立高等学校の第1回の卒業生であり、申立人と同じ倉庫係をしていたが、その後小売卸を担当するようになったため、申立人についての記憶が無い。」と述べていることから、申立人の申立期間①及び②における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について回答を得ることができなかった。なお、この同僚の加入記録は、前述の被保険者名簿によれば、この同僚がA社に入社した9か月後の同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年1月1日に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、事業所索引簿によると、A社は、昭和54年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び社会保険事務担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③及び④について、申立人は、「B社に昭和27年6月から28年5月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が27年10月10日から同年11月20日までしかないので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③及び④当時に被保険者であったことが確認できる4人の元従業員に文書照会をしたところ、二人から回答があり、一人の元従業員は、「申立人を知らない。」と回答しており、他の一人の元従業員は、「申立人を覚えているが、申立人がいつから勤務していたか分からない。」と回答していることから、申立人の同社における勤務期間を特定することができない上、申立期間③及び④に係る同社の厚生年金保険の適用状況についても確認することができない。

また、申立人は同僚の名字のみを記憶しており、個人を特定することができないため、申立人の申立期間③及び④における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和29年4月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間③及び④に係る勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10806（事案 423 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月ごろから 36 年 7 月ごろまで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たに事業主の妻の氏名及び電話番号、同僚の氏名を記載した資料を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の適用状況については、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿を入念に確認したが、申立期間にB町において同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できなかった。

また、A社の閉鎖登記簿謄本は廃棄されており、このため、同社役員等の所在は不明であり、証言を得ることができなかった。

以上の理由から、申立期間について、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、新たな情報として、事業主の妻の氏名及び電話番号、同僚 3 名の氏名を記載した資料を提出するので再調査してほしいと再申立てを行っている。

しかし、事業主の妻の電話番号については、移転のため連絡先は不明であり、また、同僚 3 名についても、連絡先が不明であることから照会できず、申立人のA社に係る申立期間の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更

すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年4月1日まで

A社B製作所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。学徒勤労働員により同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、C中学校に籍を置きながら、学徒勤労働員によりA社B製作所で勤務したと主張しているところ、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた同校の2人の同級生も申立人と同様の供述をしていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社同製作所で勤務したことがうかがえる。

また、D県立E高等学校の記録により、申立人は、昭和20年3月29日付けで旧制C中学校を卒業していることが確認できることから、申立人がA社B製作所に勤務した期間については、勤労働員学徒であったものと判断できる。

一方、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月）により、勤労働員学徒については厚生年金保険の被保険者に該当しないこととされている。

また、A社B製作所の承継会社であるF社では、申立期間の人事記録及び勤労働員学徒に係る記録は保管されていないとしており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 4 日から 42 年 9 月 1 日まで
A社に勤務した申立期間の船員保険の加入記録が無いが、船員手帳の記録があるので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船員手帳の雇入契約関係の記録から、申立人は、A社所有のB丸の機関員として、昭和41年6月1日から同年8月8日までの期間及び同年8月20日から45年3月30日までの期間において、同社に雇入れされていることが確認できることから、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、船舶所有者別被保険者名簿により、A社が船員保険の適用事業所となったのは、申立人が同社において被保険者資格を取得した昭和42年9月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は昭和58年9月30日に船員保険の適用事業所でなくなっている上、既に閉鎖しており、事業主の連絡先も不明であることから、申立人の船員保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は同僚2名を記憶しているところ、連絡の取れた1名は、船員保険の取扱いについては記憶は無く、自分も昭和42年9月1日以前は年金記録が無い旨供述しており、船員保険料の控除を確認できる資料を持っていない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 6 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 32 年 4 月 1 日から継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出があった社員名簿から、申立人が昭和 32 年 4 月 1 日から同社に勤務していたことは確認できる。

また、上記社員名簿によると、申立人は、昭和 32 年 4 月 1 日にA社B支店（C支店勤務）に臨時雇傭員として雇用され、33 年 4 月 1 日にC支店に事務員として採用になったと記録されている。

ちなみに、A社は、同社C支店に関する資料は保存しておらず、同社A支店における厚生年金保険の資格取得者名簿において、申立人の氏名は無かった旨回答している。

さらに、A社C支店の同僚であり当時の総務経理担当者は、「申立期間当時は、厚生年金保険の加入は各支店の判断に任されており、営業成績を見ながら加入させていた。臨時社員は入社後6か月から1年経過後に加入をさせていた。また、加入させる前に厚生年金保険料を控除することはない。」と供述をしている。

加えて、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が記憶する同僚及び従業員に照会したところ、連絡の取れた4名とも同人が記憶している入社時期より1年から2年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できることから、同社では、入社後相当期間経過してから、厚生年金保険に加入させていたことがうかがえ、A社健康保険組合における申

立人の加入記録は、昭和 33 年 6 月 1 日からとなっており、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 31 日から 57 年 1 月 1 日まで

A病院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 56 年 12 月 31 日まで勤務し、同月の給与明細書から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書から、申立人がA病院に昭和 56 年 12 月 31 日まで勤務していたことが認められる。

しかし、事業主は、A病院に保存されていた「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び当時の書類のメモの記録から、申立人の勤務期間は、昭和 54 年 7 月 16 日から 56 年 12 月 30 日までであり、給与支給に伴う厚生年金保険料の控除は翌月であった旨回答しているところ、上記明細書によると、同年 12 月の厚生年金保険料の控除額は、前月と同額であることから、同年 11 月分のみ控除したものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月ごろから25年2月ごろまで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和21年11月ごろから再び勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員は、「申立人が同社に在籍していたことを覚えていない。」旨供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できない。

なお、申立人が申立期間直後に勤務したとするB医院において自身が作成したメモに「B医院にて記す1948」との記載が確認できることから、申立人は、申立期間において、少なくとも、1948年（昭和23年）には、同院に勤務していたことは推認できるが、申立人の同院における厚生年金保険の加入記録は確認できなかった。

また、A社は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和18年12月16日に厚生年金保険の適用事業所となり、24年5月15日に適用事業所でなくなっており、申立期間の一部は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A社の当時の代表者は所在不明であるため、同社における申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険

料控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 9 月から 22 年 3 月まで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には昭和 21 年 9 月から 22 年 3 月まで継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所を管轄する労働局の担当者は、「申立人の氏名は当時の人事記録に無いことから、申立期間において同事業所に勤務していたことは確認できない。」旨供述している。

また、A事業所は、オンライン記録によると、昭和 32 年 5 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

なお、申立人の長男は、「父はA事業所において駐留軍関係の業務に携わっていた。」旨供述しているが、駐留軍施設の人事記録等を保管しているB防衛支局の担当者は、「申立人の在籍記録及び厚生年金保険の加入記録は確認することができない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から同年12月1日まで
A社には、昭和38年11月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てしているところ、同社は、「人事記録等の資料は残っていないので、当時のことは分からない。」と回答しており、申立期間当時の勤務実態や保険料控除等について確認することができない。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間同時に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、11名から回答が得られたが、申立人が申立期間に勤務していたことは確認できなかった。

また、申立人は申立期間において、他の事業所においても勤務していた旨供述しており、申立期間のうち、昭和38年9月29日から同年12月1日までの期間において、オンライン記録から他の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿の喪失年月日に訂正等は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人は、同僚等の氏名を記憶していないため、申立期間当時の勤務状況等について確認することができない上、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

昭和 34 年に A 高校を卒業し、学校推薦により B 社に入社した。同年 3 月に卒業し、同年 4 月から勤め始めたにもかかわらず、厚生年金保険の記録は同年 11 月からになっているが、7 か月間、間違いなく勤務していたので、詳細に調べて厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司の供述により、期間は特定できないが、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 34 年 11 月 1 日からであり、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B 社は既に廃業しており、事業主及び社会保険担当者も死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、B 社の当時の従業員に、同社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間における厚生年金保険料の控除について照会したが、保険料控除をうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 1 日から 38 年 10 月 11 日まで
② 昭和 38 年 10 月 16 日から 39 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 7 月 1 日 から 40 年 7 月 1 日まで

申立期間の事業所の退職時に脱退手当金の手続をした記憶は無いので、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日からおおむね半年後の昭和 41 年 2 月 4 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、国民年金の強制加入期間であったにもかかわらず、国民年金保険料を納付しておらず、申立期間当時は年金に対する意識が必ずしも高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで
申立期間当時は脱退手当金の制度を知らなかった上に、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和42年4月4日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があったにもかかわらず、国民年金保険料を納付しておらず、申立期間当時は、年金に対する意識が必ずしも高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月 31 日から同年 6 月 7 日まで
② 昭和 33 年 2 月 1 日から 35 年 10 月 7 日まで
③ 昭和 35 年 10 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで

脱退手当金を申請した記憶も、脱退手当金を受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 5 月 21 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月16日から63年6月11日まで
申立期間中、A社にて厚生年金保険の加入記録があるが、同社とは雇用契約を結んでいなかったため、加入記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、同社が申立人を厚生年金保険の被保険者（資格取得日：昭和62年5月16日）として社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認でき、その記載内容、届出時期について不自然さは見られない。

また、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社において、昭和62年5月16日から63年6月10日まで、雇用保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、A社の事業主は、申立期間当時、申立人は当社のデザイナーであり、現在、申立人と同様な職種の者については、社員として雇用契約を締結しており、厚生年金保険にも加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していることから、申立人についても、同様の取扱いをしていたと思われると供述している。

加えて、申立期間における申立人の預金口座の預金取引推移一覧に、毎月、A社からの給与振込金額が記載されており、その金額は、同社が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている申立人の報酬月額に、当時の税率、保険料率を照らし合わせて計算した金額とおおむね一致していることから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 52 年 6 月 20 日まで

A社及びB社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時加入していたC労働組合から提出された組合員管理簿の事故記録及び雇用保険の加入記録から、申立期間のうち、期間は特定できないものの、申立人がA社及びB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本から、A社は、昭和 51 年 8 月 16 日に商号変更してB社となったことが確認できるところ、同社の事業主は、申立期間当時の資料として、50 年以降の「厚生年金保険料増減内訳書」を保存しているが、当該資料に、資格喪失者として申立人の名前が見当たらないことから、A社時代に申立人について社会保険の加入手続をしていなかったと思わざるを得ないと回答している。

また、申立人は、申立期間の給与からの厚生年金保険料の控除について明確な記憶は無く、当時の上司及び同僚の名前を記憶しておらず、これらの者から当時の状況について供述を得ることはできない。

なお、オンライン記録から、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの期間については、当該保険料を申請により免除となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）C 支社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 59 年 3 月 1 日に入社し、平成 19 年 12 月 31 日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、申立人の在籍期間は昭和 59 年 4 月 2 日から平成 19 年 12 月 31 日までと回答し、同社提出の「採用書類回送書兼採用書類綴表紙」に、申立人の採用年月日は 59 年 4 月 2 日と記載されていることから判断すると、申立人は申立期間のうち、同年 4 月 2 日以降は継続して勤務していたことが認められる。

また、B 社から提出された「採用書類回送書兼採用書類綴表紙」によれば、申立人の同社での採用区分については「養成職員補」と記載されていることが確認できる。

しかし、B 社は、同社作成の「新人職制・給与内規。59 年度適用」において、申立期間当時の従業員の勤務形態として、入社後 4 か月間は「養成職員補」として委任契約で勤務し、入社 5 か月目の 1 日から「養成職員」（正社員）に任用した上で雇用契約に変更し、同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていた旨回答している。

また、B 社は、申立人の「養成職員補」として委任契約で勤務している期間は厚生年金保険の加入対象外の期間のため、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人と同一職種である営業職の従業員 6 人のうち 4 人は、昭和 59 年 4 月ごろに入社し、

未加入期間は4か月ほどであった旨供述している。

加えて、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人と同一職種である営業職の従業員7人のうち3人は、自身の未加入期間について給与から厚生年金保険料の控除が無かった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年ごろから 22 年ごろまで
② 昭和 43 年ごろから 45 年ごろまで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②にそれぞれの会社に勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は昭和 21 年ごろから 22 年ごろまでA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 23 年 8 月 1 日から 25 年 3 月 31 日までであり、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人が名前を記憶している同僚 4 人と、申立人の紹介でA社に入社したとする同僚一人についても、上記被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できない上、申立人の紹介で同社に入社したとする上記の同僚については、照会を行ったものの回答を得ることができなかったことから、同社における申立期間①当時の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿から従業員に照会を行ったが、回答を得ることができなかったことから、A社における当時の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人

が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、B社に係る事業所別被保険者名簿から従業員に照会したところ、複数の従業員は、申立人のことを記憶している旨供述している。また、複数の従業員から提出された、昭和43年4月15日から同年4月16日まで実施された社員旅行の写真に申立人が写っていることが確認できることから、申立人は、勤務の期間は特定できないものの、申立期間②当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、同僚の一人は、申立人は正社員の扱いではなかった旨供述している。

また、B社は、上記被保険者名簿によれば、昭和43年12月*日に「倒産」により厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるとともに、当該期間の一部（同年12月10日以降の期間）は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

さらに、上記従業員11人のうち5人が同社は倒産した旨供述しており、そのうちの一人は、昭和43年12月*日に倒産したため、同年12月11日付けで国民年金への加入手続を行った旨供述している。

加えて、上記の社員旅行の写真に写っている申立人を含む18人のうち、申立人をB社に紹介したとする上司を含む5人が、上記被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録が確認できない上、ほかの6人については、上記被保険者名簿により、社員旅行が実施された日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、一部の従業員を厚生年金保険に加入させない、あるいは、一定期間以上の勤務期間を経てから加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

なお、複数の従業員が、B社が倒産したときのことを鮮明に記憶しており、倒産まで在職した旨供述しているが、厚生年金保険の資格喪失日は同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日以前の日付で記録されていることから、同社では必ずしも勤務期間どおりに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 20 日から同年 4 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 46 年 3 月 20 日に入社し勤務を開始しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社から出社の要請を受け、急遽前職を退職し、昭和 46 年 3 月 20 日に入社し勤務を開始したが、厚生年金保険の資格取得日は同年 4 月 1 日となっていることが不服であるとして申し立てている。

しかし、B 社が提出した、A 社が公共職業安定所に届け出た資料及び社会保険事務所（当時）に届け出た厚生年金保険の被保険者資格取得及び喪失に係る資料の写しから申立人の資格取得日は、昭和 46 年 4 月 1 日であることが確認できる。

また、B 社の社会保険担当者は、申立人は昭和 46 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 6 日まで正規職員の期間として厚生年金保険に加入しているが、申立期間については、正規職員としての記録は確認できず、勤務していたとしても正規職員ではないため、厚生年金保険に加入させない勤務形態であったと考えられるほか、同社では、厚生年金保険の資格を取得する前に厚生年金保険料控除を開始することはない旨供述している。

さらに、申立人と同期入社で、同じ部署に配属された同僚二人の厚生年金保険の資格取得日も、申立人と同様、昭和 46 年 4 月 1 日であることが確認できる上、このうちの同僚一人は、申立人のことを記憶しているが、入社時の身分については、会社から「4 月 1 日に入社する人たちと同じ条件になるがよいか」

と聞かれ、同意して入社したことを記憶しており、本採用は同年4月1日である旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。